
第 4 期
長 井 市
障がい者福祉計画

2025-2029

令和7年3月

長井市

目 次

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画期間	2
4 基本理念	2
5 基本的視点	2
6 計画の体系	3

第2章 障がいのある人を取り巻く現状

第1節 社会の動き

1 主な法改正等の動き	5
2 S D G s への取り組み	6

第2節 本市の現状

1 障害者手帳所持者数と年齢構成	7
2 身体障がいのある人の状況	8
3 知的障がいのある人の状況	9
4 精神障がいのある人の状況	9
5 障がいのある児童の就学状況	11
6 障がいのある人の雇用・就業状況	12
7 障がい福祉サービス及び障がい児通所支援の状況	14
8 各種手当の給付状況	15
9 障がい者支援施設入所等の状況	16
10 相談支援事業の現状	17
11 地域生活支援事業の現状	18

第3章 施策の展開

基本的視点1 自分らしく暮らすために

(1) 保健・医療の充実	20
(2) 多様な障がいへの対応	21
(3) ライフステージに応じた支援	24
(4) 相談支援、地域福祉サービスの充実	25

基本的視点2 生きがいのもてる暮らしをするために

(1) 社会参加・交流活動の推進	28
(2) 就労に向けた支援	29

基本的視点3 安全・安心な暮らしをするために

(1) 障がいのある人への理解促進	31
(2) 権利擁護及び虐待防止	32
(3) バリアフリー化及びユニバーサルデザイン化の推進	34
(4) 防犯・防災対策の推進	34

第4章 計画の推進に向けて

1 計画の推進	37
2 計画の評価と見直し	37
3 計画の進行管理	37

【資料編】

主な用語解説	38
長井市障がい者福祉計画策定委員会設置要綱等	47

本文中の「※」を付した用語については、【資料編】主な用語解説で解説しています。

「障害」に係る「がい」の字に対する取扱いについて、山形県では平成19年3月16日より条例・規則・県が作成する文書等の「障害」の記載を「障がい」と表記しています。ただし、法令名・固有名詞・人の状態を表すものではないものは対象外となっています。長井市障がい者福祉計画では県の取り扱いに表記を準拠しますが、法令等に規定されている用語であっても、広く市民へ周知する文書等で使用する場合は、できる限り「障がい」と表記します。

第1章

計画の基本的事項

1 計画策定の趣旨

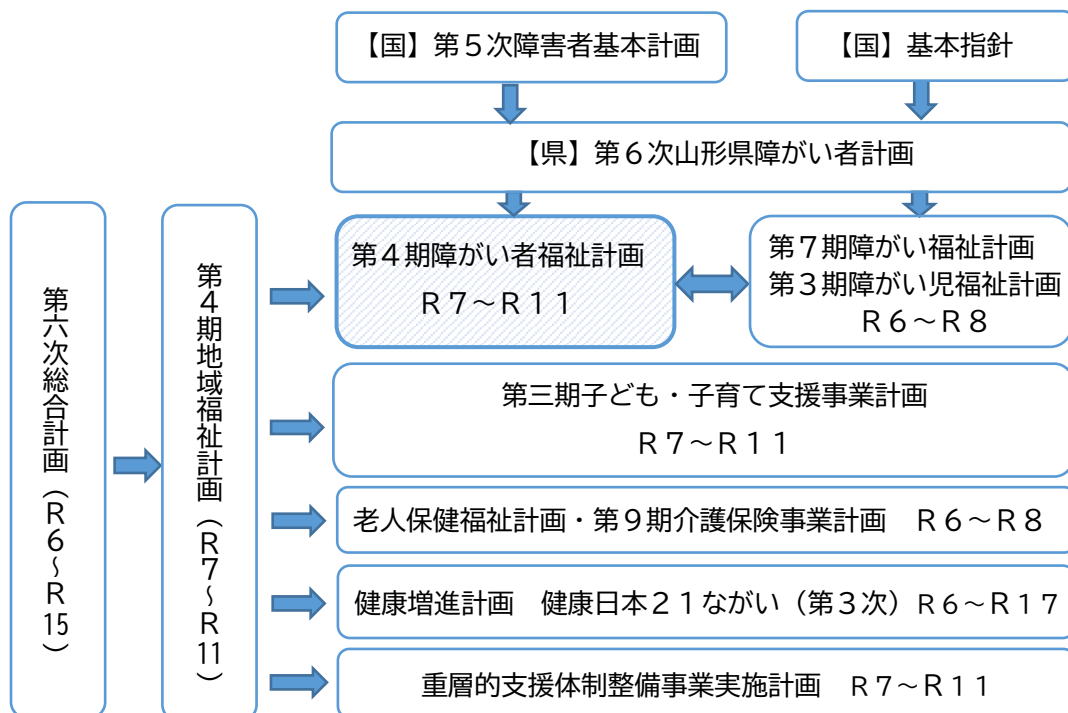
本市では、令和2年3月に「第3期長井市障がい者福祉計画（計画期間：令和2～6年度）」及び「第6期長井市障がい福祉計画（計画期間：令和3～5年度）」を策定し、障がい者の福祉施策の充実に努めてきました。令和6年3月には、社会情勢に合わせて見直し作業を行いながら「第7期長井市障がい福祉計画（計画期間：令和6～8年度）」を策定し、令和8年度における成果目標を設定しながら、達成に向け各事業に取り組んでいます。

この計画は、これまでの計画の進捗や社会情勢の変化、国の制度改正などの動きを踏まえながら、上位計画である長井市第六次総合計画で目指す将来像「みんながしあわせに暮らせる長井～ずっと笑顔あふれるまち～」を実現するための指針として改めて策定するものです。

2 計画の位置づけ

この計画は、障害者基本法第11条第3項に定める「当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画」として策定するものです。また、この計画は、長井市第六次総合計画の部門計画であり、国の「第5次障害者基本計画」、県の「第6次山形県障がい者計画」等、既存の各種関連計画との整合性を図りながら本市の障がい者福祉施策の基本方針を明らかにするものです。

関連計画との関係図



3 計画期間

この計画の期間は、令和7年度を初年度として令和11年度までの5か年とします。

4 基本理念

「障がいのある人もない人も、互いに尊重し支え合い、
安心して自分らしく暮らすことのできる共生社会の実現」

本市は、第六次総合計画において、「すべての市民がしあわせを感じて暮らせるまちを創る」ことをまちづくりの方向性として掲げ、「10年後、20年後、その先の未来もしあわせを感じて暮らせるまち」を目指しています。障がいの有無に関わりなく、互いに認め合い、誰もが活躍できること、能力や適性に応じ、安心して暮らせることが大切です。

5 基本的視点

POINT

01

視点1 自分らしく暮らすために

POINT

02

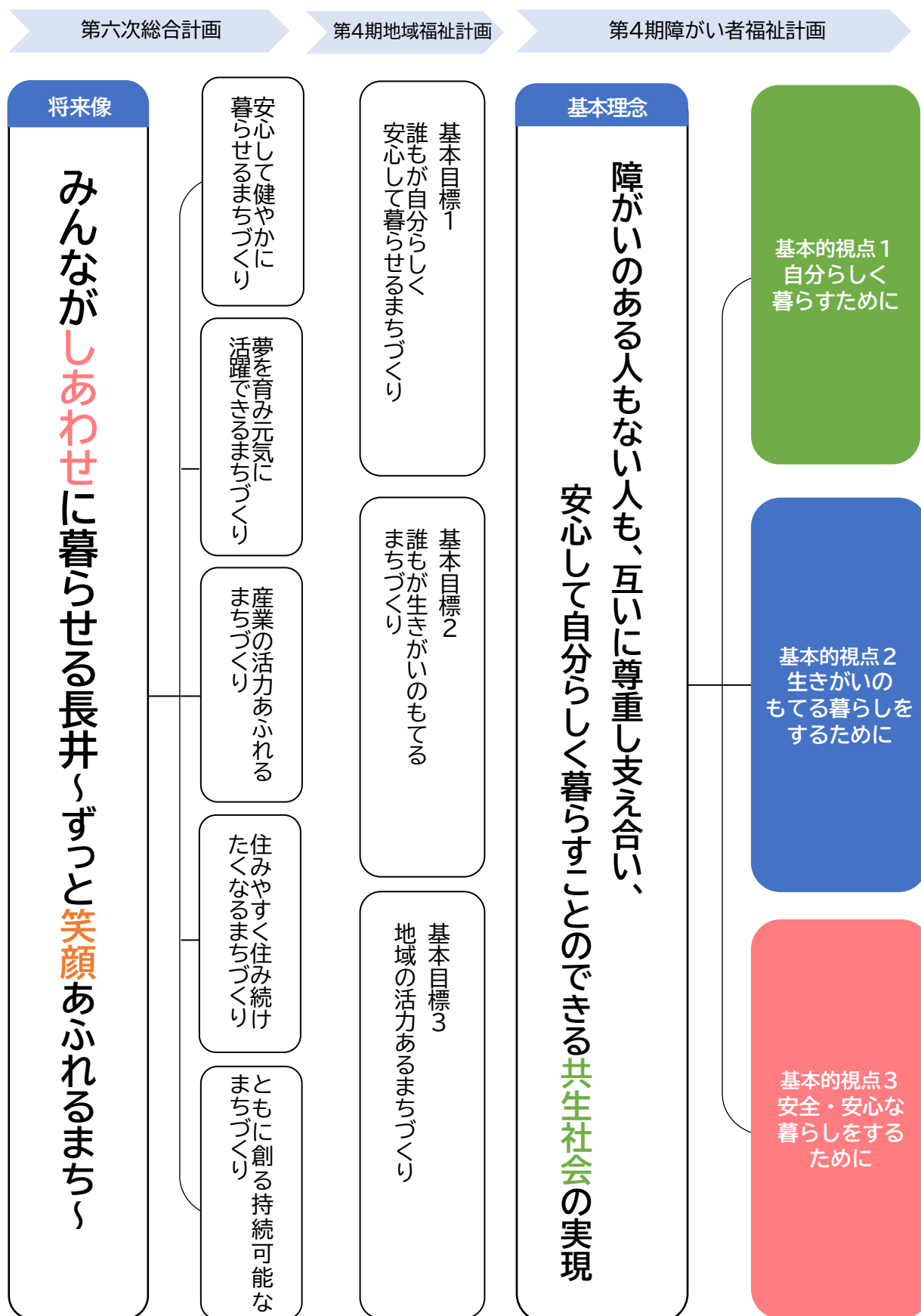
視点2 生きがいのもてる暮らしをするために

POINT

03

視点3 安全・安心な暮らしをするために

6 計画の体系



基本的視点	基本目標	具体的施策
1 自分らしく 暮らすために	(1) 保健・医療の充実	1 障がいの予防と早期発見
		2 医療費の負担軽減
	(2) 多様な障がいへの対応	1 障がいの特性に応じた支援体制の整備
	(3) ライフステージに応じた支援	1 乳幼児期の支援
		2 学齢期の支援
		3 成年期、高齢期の支援
	(4) 相談支援、地域福祉サービスの充実	1 相談支援体制の充実
		2 情報提供の充実
		3 障がい福祉サービス※等の充実
		4 地域生活支援事業※の充実
2 生きがいの もてる暮らしを するために	(1) 社会参加・交流活動の推進	1 スポーツ、レクリエーション及び文化活動の推進
		2 社会参加の推進
		3 移動・交通手段の充実
	(2) 就労に向けた支援	1 一般就労に向けた支援
		2 福祉的就労支援の充実
3 安全・安心な 暮らしをする ために	(1) 障がいのある人への理解促進	1 共生社会の実現に向けた障がい理解の促進
		2 障がい者団体及び支援者の育成
	(2) 権利擁護※及び虐待防止	1 権利擁護・差別解消
		2 虐待防止
	(3) バリアフリー※化及びユニバーサルデザイン※化の推進	1 バリアフリー化及びユニバーサルデザイン化の推進
	(4) 防災・防犯対策の推進	1 災害時の支援、防災対策
		2 防犯対策等の支援

第2章

障がいのある人を取り巻く現状

第1節 社会の動き

1 主な法改正等の動き

第3期障がい者福祉計画策定（令和2年3月）以降に制定、改正が行われた法律等は次のとおりです。

令和3年度	●地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律の施行 ・地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援（重層的支援体制の整備）がなされた。 ●医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の施行 ・医療的ケア児を定義し、医療的ケア児及びその家族の生活を社会全体で支援するため、国や地方公共団体の責務が明記された。
令和4年度	●障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法※）の施行 ・障害者による情報の十分な取得・利用、意思疎通に係る施策を総合的に推進するため、基本理念、国・地方公共団体・事業者・国民の責務、基本的施策が示された。
令和6年度	●障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、障害者総合支援法※という。）等の一部改正 ・障害者の地域生活の支援体制の充実や多様なニーズに対する支援、障害者の就労支援及び雇用の質の向上が定められた。施設入所者の地域移行に向けた取組の一層の推進、グループホームへの重度障害者の受入れと軽度障害者の地域移行、地域生活拠点の機能強化、医療保護入院についてのあり方の見直し、就労選択支援の新設と短時間就労者の雇用率対象化、強度行動障害※者のニーズ把握と支援体制の整備、障害児の地域社会への参加・包容の推進等が盛り込まれた。 ●障害者差別解消法※の改正 ・努力義務であった民間事業者の合理的配慮※の提供が義務化された。

2 SDGsへの取り組み

2015（平成27）年9月の国連サミットにおいて、先進国を含む国際社会全体の開発目標として「SDGs（持続可能な開発目標）」が採択されました。SDGsは、2030（令和12）年までに世界中で達成すべき事柄として掲げられており、「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、17の目標と具体的に達成すべき169のターゲットから構成されています。

「誰一人取り残さない」というSDGsの理念は、共生社会の実現に向け、障がい者施策の基本的な方向を定める本計画でも共通する普遍的な目標でもあります。

障がい福祉施策においても、SDGsの視点を取り入れて互いに支え合える持続可能なまちづくりに取り組みます。

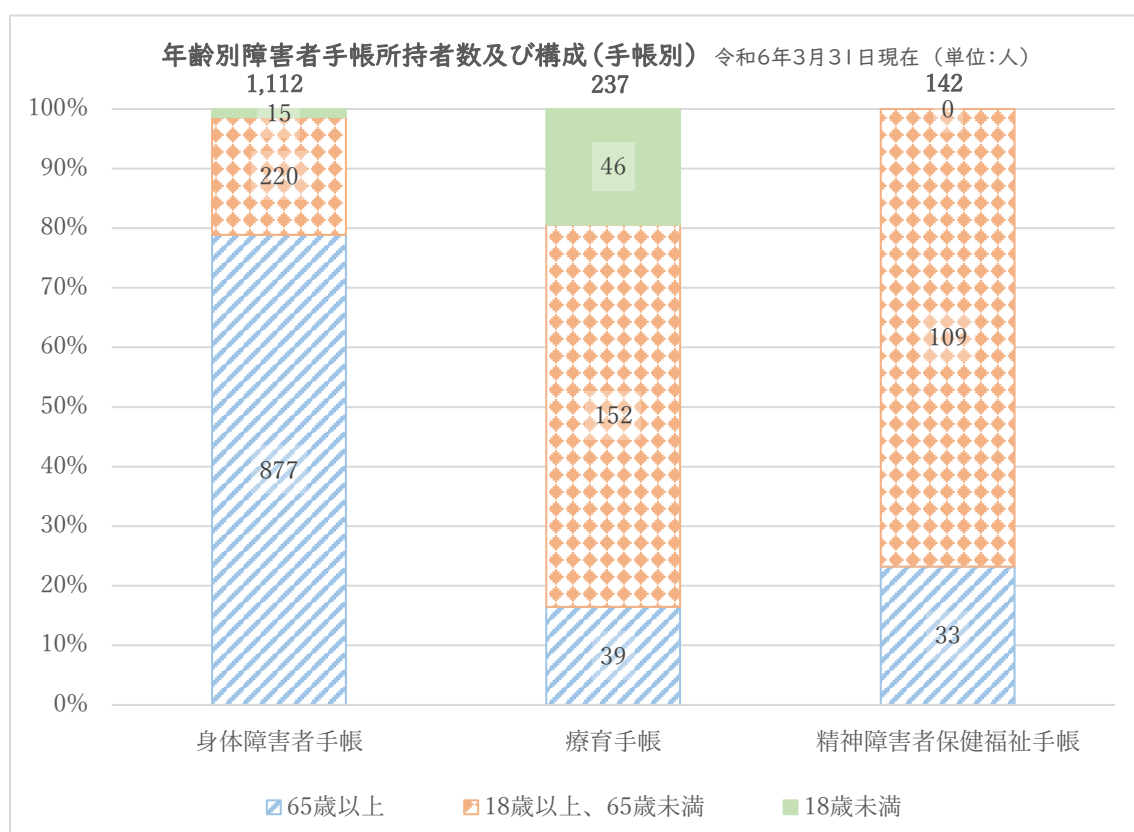


第2節 本市の現状

1 障害者手帳所持者数と年齢構成

本市の障害者手帳所持者数は令和6年3月31日現在、身体障害者手帳所持者は1,112人、療育手帳※所持者は237人、精神障害者保健福祉手帳※所持者が142人であり、人口に占める割合はそれぞれ4.51%、0.96%、0.58%です。

各障害者手帳所持者の年齢構成を見ると、身体障害者手帳所持者では78.9%が65歳以上の高齢者となっていますが、療育手帳所持者では64.1%が、また精神保健福祉手帳所持者においては76.8%が18歳以上から65歳未満の年齢層となっています（参考：令和6年3月31日現在 長井市人口 24,639人）。

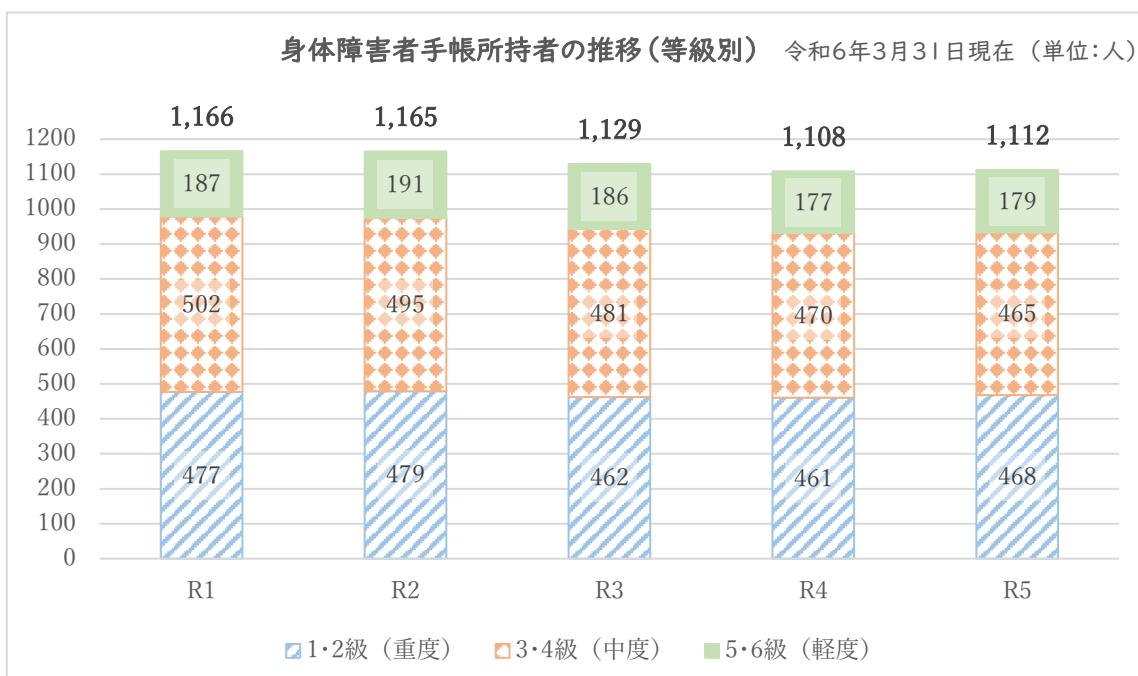


※数字は所持者実数

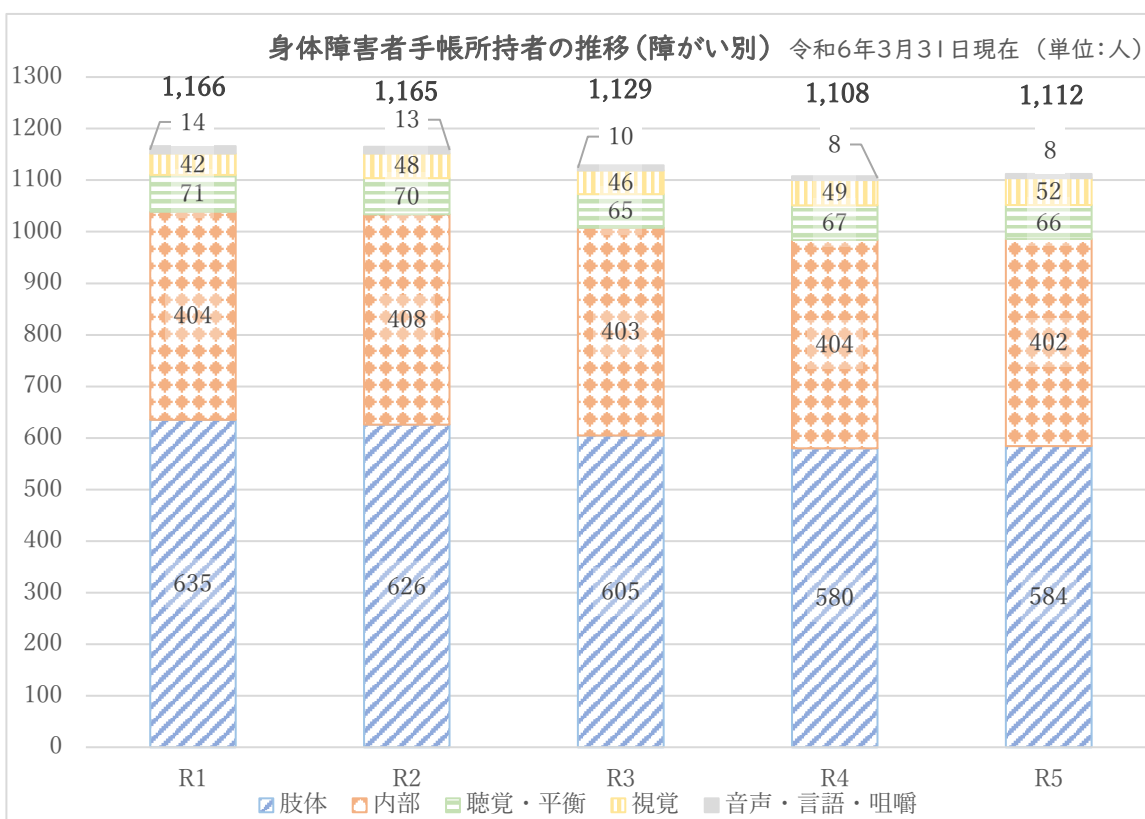
資料：長井市福祉あんしん課

2 身体障がいのある人の状況

身体障害者手帳は、視覚、聴覚・平衡、音声・言語・そしゃく、肢体不自由、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸、免疫、肝臓機能に障がいがある人に交付され、各種福祉サービスを受けるために必要となります。



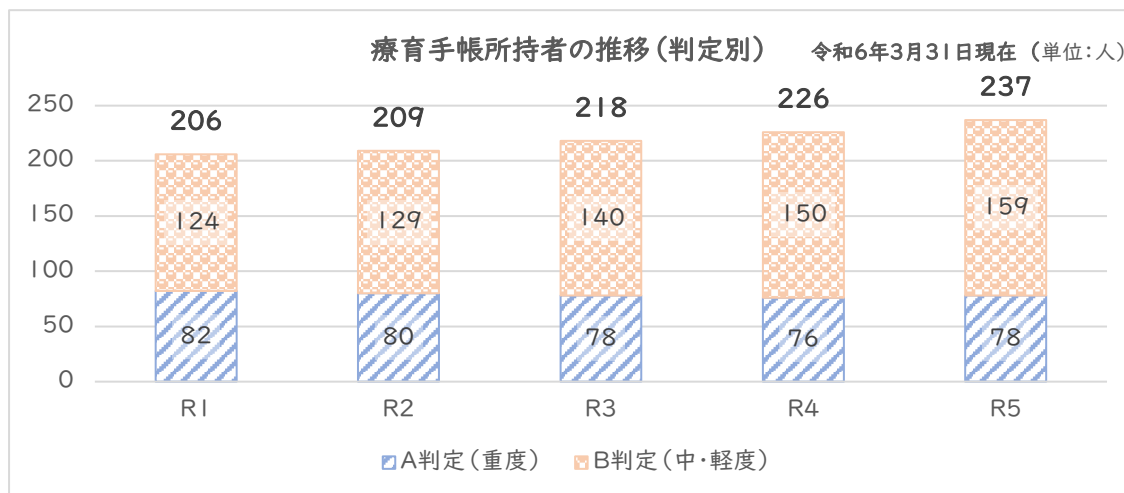
資料：長井市福祉あんしん課



資料：長井市福祉あんしん課

3 知的障がいのある人の状況

療育手帳は、中央児童相談所又は知的障がい者更生相談所において知的障がいと判定された方に交付され、発達期からの知的機能に障がいのある人への一貫した相談・助言や各種支援を受けることができます。

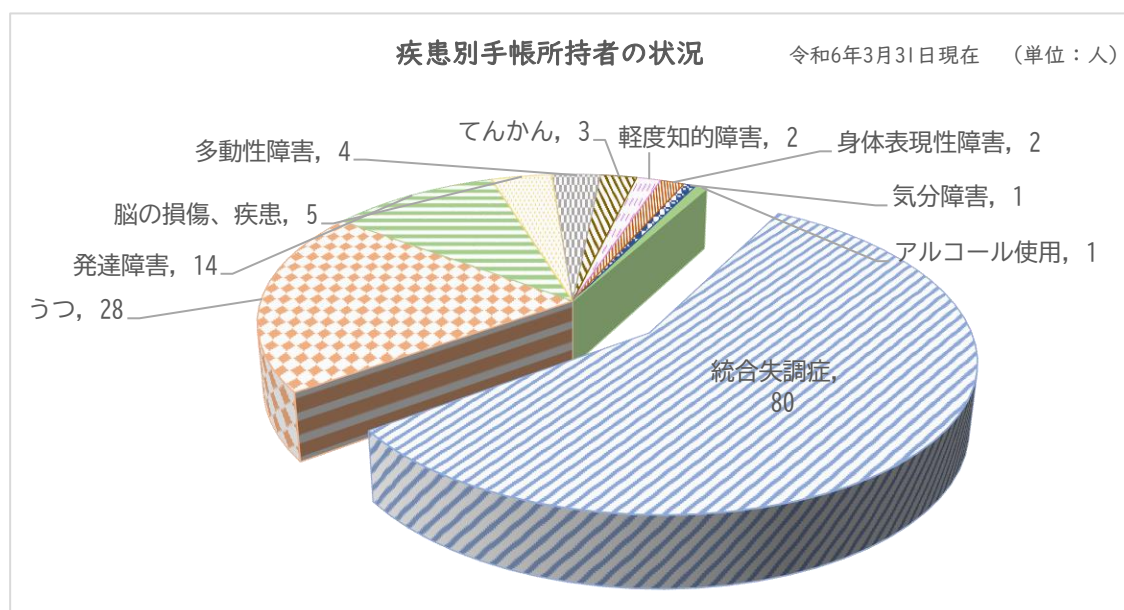


資料：長井市福祉あんしん課

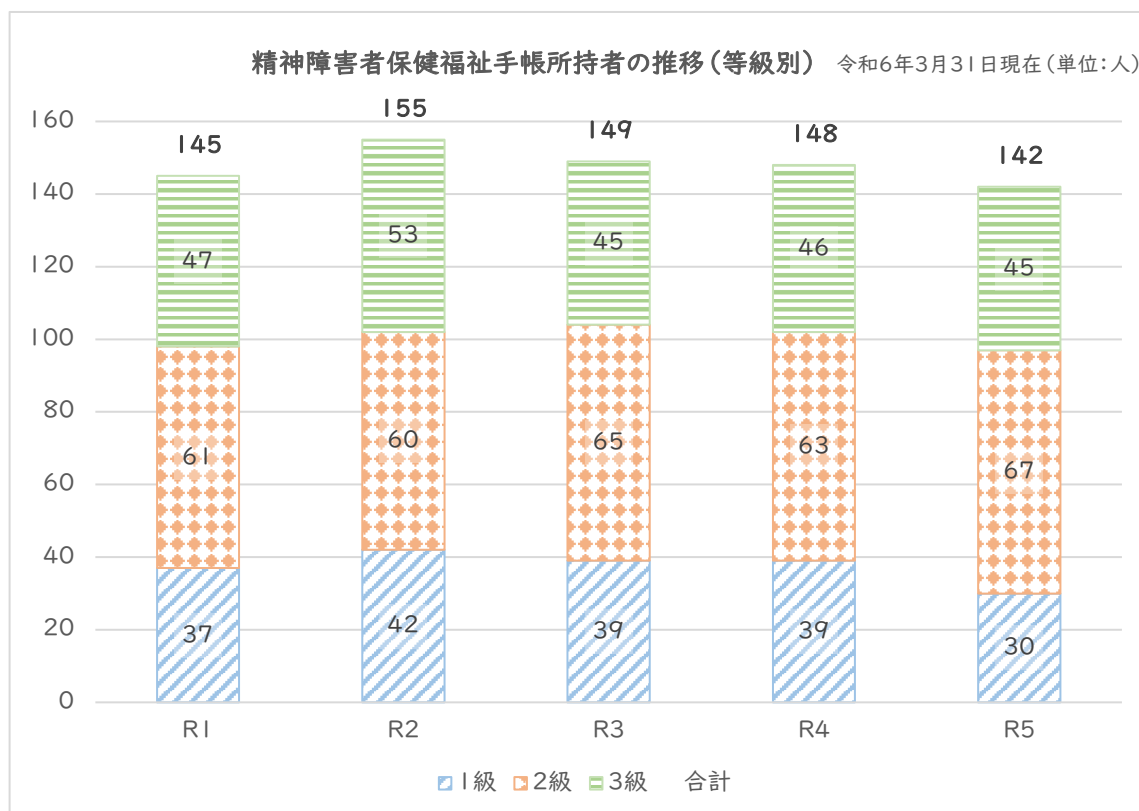
4 精神障がいのある人の状況

精神障害者保健福祉手帳は、何らかの精神疾患のために長期にわたり日常生活や社会生活において制約がある人を対象としており、手帳の交付を受けることで各種支援を受けることができます。

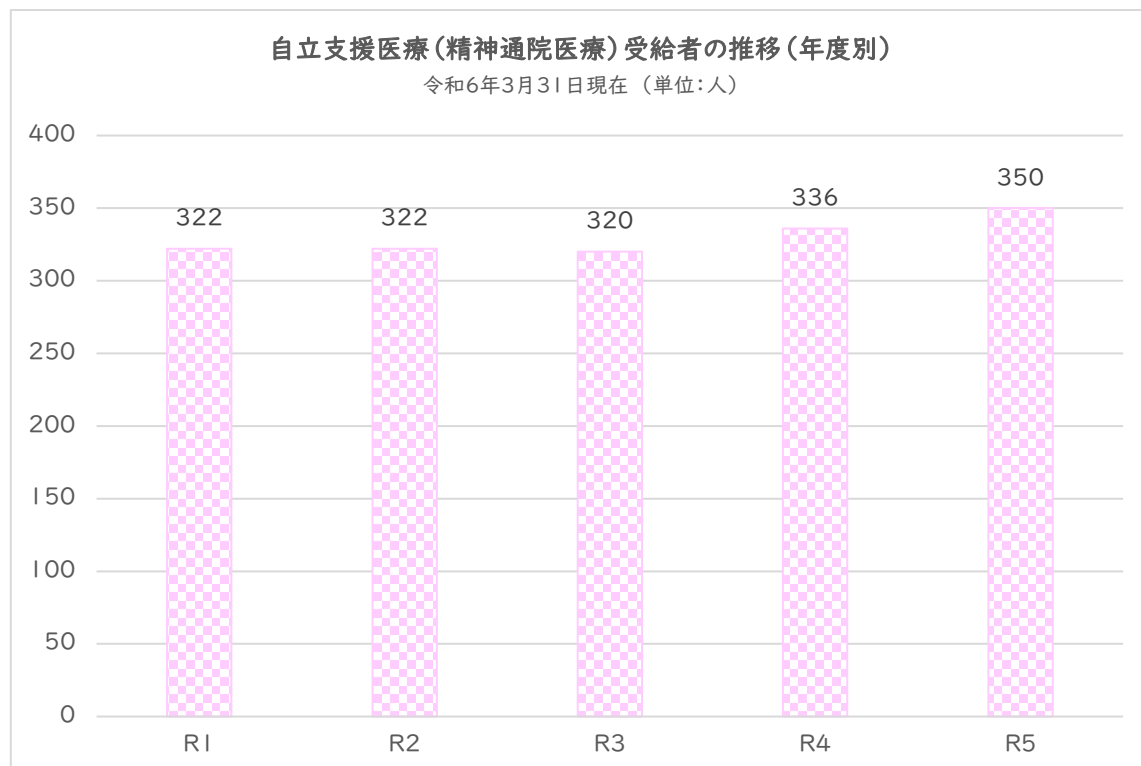
精神疾患として、統合失調症、躁うつ病、てんかん、自閉症や注意欠陥多動性障害などの発達障害※、高次脳機能障害※、薬物やアルコールによる急性中毒及びその依存症などの障がいがあります。



資料：長井市福祉あんしん課



資料：長井市福祉あんしん課



資料：長井市福祉あんしん課

5 障がいのある児童の就学状況

令和5年4月に、長井南中学校の校地内に米沢養護学校西置賜校の新校舎が整備されました（中学部・高等部）。また、米沢養護学校本校に、就労コース・総合コースが新設されました。

また、市内小中学校には特別支援学級が18学級あり、現在58名の児童生徒が在籍しています。また、長井小学校には通級指導教室（言語障がい）※があり、市内の小学校から46名の児童が通っています。

特別支援学校※在籍者の状況

（令和6年9月現在）

障がい種	学 校 名	小学部	中学部	高等部
知的	米沢養護学校本校	1人 (訪問教育)	0人	2人 (就労コース)
	米沢養護学校長井校	11人		
	米沢養護学校西置賜校		4人	6人
	米沢養護学校やまなみ分教室	1人	2人	
	上山高等養護学校			1人
肢体	ゆきわり養護学校	4人	1人	2人
視覚	山形盲学校	1人	0人	0人

資料：長井市教育委員会

長井市福祉あんしん課調べ

特別支援学級※数と在籍者数

（令和6年9月現在）

	知 的	自閉症・情緒	病弱・身体虚弱	言 語
小学校 (在籍者数)	5学級 (15人)	7学級 (26人)	1学級 (1人)	1学級 (46人)
中学校 (在籍者数)	2学級 (4人)	3学級 (16人)		

資料：長井市教育委員会

※通級指導教室…小中学校の通常の学級に在籍している障がいのあるこどもに対して、各教科等の大部分の授業を通常学級で行いながら、一部の授業について当該のこどもの障がいの状態等に応じた特別の指導を行うための教室。長井市では言語障がいのみ対象。

6 障がいのある人の雇用・就業状況

平成30年6月1日現在のハローワーク長井管内における、従業員数 45.5 人以上の民間企業 45 社の障がいのある人の雇用の状況をみると、雇用されている障がいのある人の数は 101.5 人(実人数)、実雇用率は 1.62%となっていました。令和5年6月1日現在では雇用されている障がいのある人の数は 102.5 人、実雇用率 1.67%と改善が見られます。

しかしながら、法定雇用率※2.3%には達しておらず、地域における関係機関等とのネットワークを活用し、関係者による情報交換や各種研修等の開催を通じ、障がいのある人の就労の場の確保が必要です。

民間企業における障がいのある人の雇用状況

(令和5年6月1日現在)

従業員数	① 企業数 (企業)	② 労働者数 (人)	③ 障がい者数 (人)	実雇用率 (%) (③÷②×100)
45.5人～ 99人	30	1,980.0	27.0	1.36
100人～199人	11	1,378.5	28.5	2.07
200人～299人	2	356.5	6.5	1.82
300人～499人	5	1,863.5	29.5	1.58
500人以上	1	569.0	11.0	1.93
計	49	6,147.5	102.5	1.67

資料：ハローワーク長井

※法定雇用率 2.3%…短時間労働者は原則 1 人を 0.5 人としてカウント。重度身体障がい者、重度知的障がい者は 1 人を 2 人としてカウント。短時間重度身体障がい者、重度知的障がい者、及び精神障がい者は1人としてカウント。

【参考】

令和6年 4 月より法定雇用率が 2.3%から 2.5%に引き上げられ、従業員数が 45.5 人から 40.0 人以上に引き下げられました。

民間企業における障がいのある人の業種別雇用状況 (令和5年6月1日現在)

調査項目 業種	調査 企業 (社)	基礎 労働者数 (人)	障害者 雇用率 (%)	身体 障害者数 (人)	知的 障害者数 (人)	精神 障害者数 (人)
建設業	4	354.0	1.27	3.0	0.5	1.0
製造業	24	3,112.5	1.67	31.5	16.5	4.0
金融・保険	0	0.0	0.00	0.0	0.0	0.0
運輸・通信	3	181.0	0.00	0.0	0.0	0.0
卸・小売業	3	581.0	0.69	3.0	1.0	0.0
医療、福祉	9	1,015.0	2.51	11.0	6.5	8.0
サービス業	3	226.0	1.99	2.0	2.5	0.0
その他の業種	0	0.0	0.00	0.0	0.0	0.0
合計	49	6,147.5	1.67	59.5	30.0	13.0

資料：ハローワーク長井

民間企業における障がい種類別就職状況 (令和5年6月1日現在) 単位：人

	身体	知的	精神	計
専門職	1	0	0	1
事務職	3	1	1	5
運転職	1	0	0	1
軽作業職	3	1	3	7
製造職	0	3	1	4
業務員職	1	2	8	11
建設作業職	0	1	0	1
計	9	8	13	30

資料：ハローワーク長井

7 障がい福祉サービス※及び障がい児通所支援※の状況

障がい福祉サービス及び障がい児通所支援は、市内のみならず近隣市町においても新規事業所の開所や受け入れ人数の拡大等により、利用できる事業所が増加したため利用件数が増加傾向にあります。

障がい福祉サービスにおいては、施設入所からグループホームへの地域移行が進んでいることから各サービスの増減につながっています。また、障がいの重度化等に伴い居宅介護※、重度訪問介護※、療養介護※等のサービスが増加しており、今後も増加傾向にあります。

障がい児通所支援については、医療・保健分野の充実により早期発見、早期療育が可能となったことから件数が増加しており、今後も増加傾向にあります。

サービスの種類		実利用人数			延利用件数		
		R1 年度	R5 年度	増減	R1 年度	R5 年度	増減
介護給付	居宅介護	41	43	2	489	531	42
	重度訪問介護	0	1	1	0	12	12
	行動援護※	0	0	0	0	0	0
	同行援護※	3	7	4	34	81	47
	重度障害者等包括支援※	0	0	0	0	0	0
	療養介護※	4	9	5	49	97	48
	生活介護※	82	74	▲8	930	894	▲36
	短期入所※	23	35	12	156	194	38
	施設入所支援※	45	35	▲10	531	381	▲
訓練等給付	共同生活援助※	43	52	9	451	551	100
	宿泊型自立訓練※	0	1	1	0	12	12
	自立訓練（生活訓練）※	1	2	1	9	11	2
	自立訓練（機能訓練）※	0	0	0	0	1	1
	自立生活援助※	1	0	▲1	2	0	▲2
	就労移行支援※	4	2	▲2	14	9	▲5
	就労継続支援 A※	2	2	0	14	23	9
	就労継続支援 B※	114	113	▲1	1,225	1,238	15
	就労定着支援	0	0	0	0	0	0

資料：長井市福祉あんしん課

サービスの種類		実利用人数			延利用件数		
		R1 年度	R5 年度	増減	R1 年度	R5 年度	増減
地域 相談 支援	地域移行支援※	1	2	1	2	6	4
	地域定着支援※	0	0	0	0	0	0
障が い児 通所 支援	児童発達支援※	22	36	14	202	373	171
	医療型児童発達支援	1	0	▲1	10	1	▲9
	放課後等デイサービス	32	58	26	451	782	331
	保育所等訪問支援※	17	53	36	83	391	308
相談 支援	計画相談支援	186	230	44	333	563	230
	障害児相談支援	51	102	51	123	219	96

資料：長井市福祉あんしん課

8 各種手当の給付状況

①特別児童扶養手当

心身に障がいのある20才未満の児童が健やかに育成されるように、児童を養育している人に支給しています。（所得制限あり）

対象児童数 1級 20人、2級 48人 計 68人

（令和6年3月31日現在）単位：人

区分 年度	受給者 (世帯)	身 体		精 神		重 複
		外部	内部	知的	精神	
R1	53	7	2	29	15	0
R2	57	9	3	30	15	0
R3	60	8	2	36	15	0
R4	64	8	4	33	20	0
R5	66	8	4	35	21	0

資料：長井市子育て推進課

②障害児福祉手当

20才未満で心身に重度の障がいがあり、日常生活において常時介護を必要とする在宅児本人に支給します。（所得制限あり）

③特別障害者手当

20才以上で心身に最重度の障がいがあり、日常生活において常時特別な介護を必要とする在宅者（長期入院者を除く）本人に支給しています。（所得制限あり）

9 障がい者支援施設入所等の状況

平成30年度と令和5年度の施設入所者数を比較すると障がいのある人の高齢化に伴い介護施設への移行やグループホーム等への地域移行等により入所者数が減少傾向にありますが、障害の重度化等に伴い病院への入所者数は増加傾向となっています。

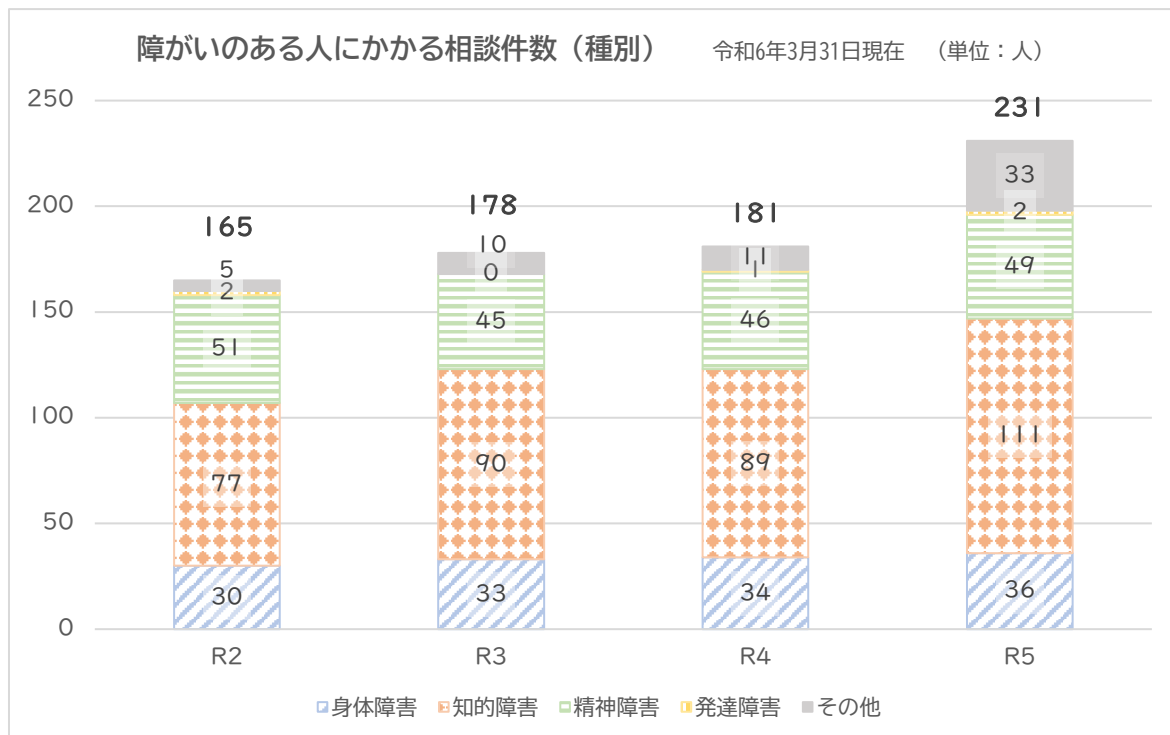
事業所	平成31年3月 31日現在 (人数)	令和6年3月 31日現在 (人数)	増減
山形県総合コロニー希望が丘 ひめゆり寮(川西町)	7	7	0
山形県総合コロニー希望が丘 しらさぎ寮(川西町)	7	4	▲3
山形県総合コロニー希望が丘 まつのみ寮(川西町)	3	2	▲1
山形県総合コロニー希望が丘 あさひ寮(川西町)※	3		▲3
山形県総合コロニー希望が丘 こだま寮(川西町)※	2		▲2
山形県総合コロニー希望が丘 しおり(川西町)※		0	0
山形育成園(上山市)	1	1	0
障害者支援施設 白鷹陽光学園(白鷹町)	2	2	0
しょうがい者支援施設 栄光園(米沢市)	5	4	▲1
しょうがい者支援施設 松風園(米沢市)	1	2	1
障がい者支援施設南陽の里(南陽市)	8	5	▲3
障がい者支援施設 すげさわの丘(山形市)	1	0	▲1
障がい者支援施設 山形県リハビリセンター(山形市)	1	0	▲1
山形県立梓園(米沢市)	3	2	▲1
独立行政法人国立病院機構 山形病院(山形市)	1	3	2
独立行政法人国立病院機構 米沢病院(米沢市)	2	5	3
独立行政法人国立病院機構 仙台西多賀病院(仙台市)	0	1	1

資料：長井市福祉あんしん課

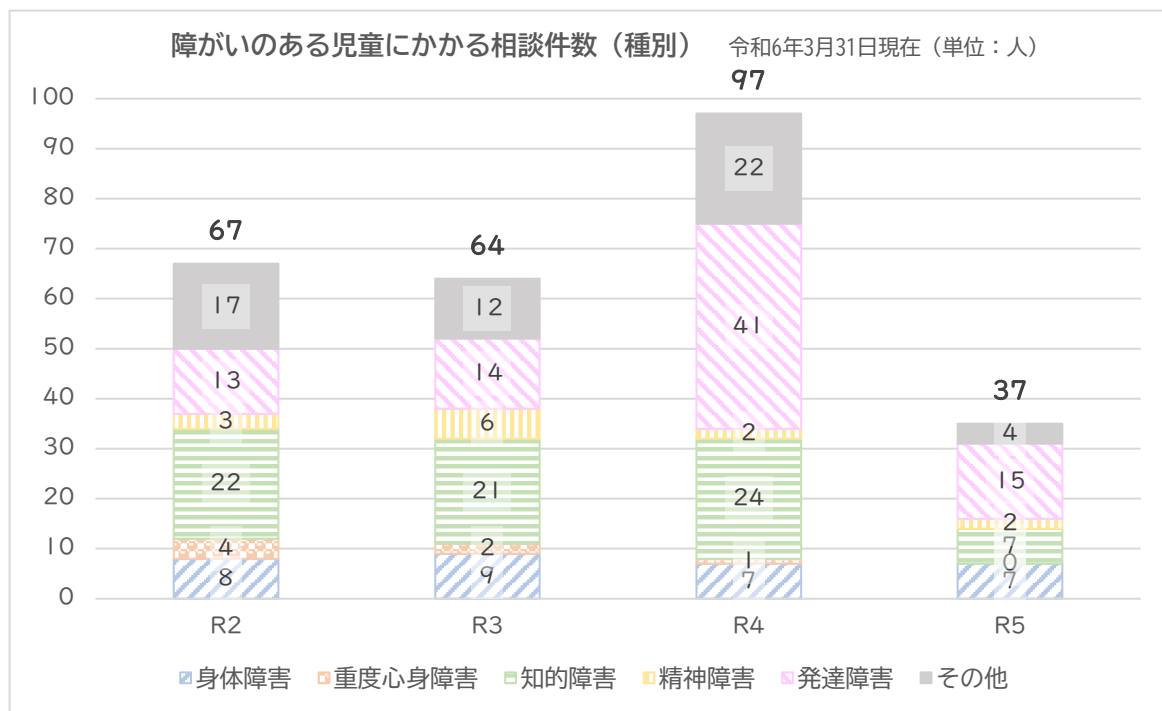
※山形県総合コロニー希望が丘あさひ寮・こだま寮が統合し、令和3年4月より「しおり」として開所しました。

10 相談支援事業の現状

障がいのある人にかかる相談件数は年々微増傾向にあります。障がいのある児童にかかる相談件数は、年度によって異なっています。



資料：長井市福祉あんしん課



資料：長井市福祉あんしん課

1 1 地域生活支援事業の現状

①日常生活用具給付事業

障がいのある人の日常生活での不便を解消し、自立した生活を営むことができるように必要な用具等を給付しています。

	R1	R2	R3	R4	R5
介護訓練支援用具 (特殊寝台、特殊マット等)	1	0	0	4	1
自立生活支援用具 (入浴補助用具、移動・移乗支援用具等)	2	3	2	5	4
在宅療養等支援用具 (ネブライザー、電気式たん吸引器等)	4	7	2	2	4
情報・意思疎通支援用具 (視覚障害者用ポータブルレコーダー等)	2	5	1	1	3
排泄管理支援用具 (蓄便袋、蓄尿袋、紙おむつ等)	533	524	545	529	553
住宅改修費	0	2	2	1	4
合計	542	541	552	542	569

②日中一時支援事業

障がいのある人の日中における活動の場を提供し、障がいのある人を養護する家族の就労支援及び冠婚葬祭等により一時的に介護が困難な場合の支援をしています。

	R 1		R 2		R 3		R 4		R 5	
	実利用 人数	延べ利 用回数	実利用 人数	延べ利 用回数	実利用 人数	延べ利 用回数	実利用 人数	延べ利 用回数	実利用 人数	延べ利 用回数
乳幼児	1	4	2	11	2	4	1	3	0	0
就学児	10	235	6	168	7	169	8	60	6	133
その他	13	563	9	627	9	663	12	353	11	546
合計	24	802	17	806	18	836	21	416	17	679

③移動支援※事業

屋外での移動が困難な障がいがある人の社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加のための外出の支援をしています。

	R1	R2	R3	R4	R5
実利用者数	30	29	40	43	56
利用回数	2,828	3,571	4,989	4,240	5,983

④特別支援学校移動支援事業

市外の特別支援学校に通学している児童において、自力通学が困難と認められる児童の通学を支援しています。

	R1	R2	R3	R4	R5
実利用者数	2	3	3	3	3
利用回数	288	246	497	486	419

⑤訪問入浴サービス事業

家庭において入浴することが困難な身体に障がいのある人に対し、訪問により居宅において入浴サービスを提供しています。

	R1	R2	R3	R4	R5
実利用者数	3	3	2	2	2
利用回数	136	123	129	135	129

⑥成年後見制度*利用支援事業

成年後見制度の利用が有効と認められる高齢者、知的機能に障がいのある人、精神障がいのある人などに対し、市長申し立て、報酬助成等の支援をしています。

	R1	R2	R3	R4	R5
市長申立件数	2	1	0	0	1
報酬助成件数	2	1	1	1	1

⑦意思疎通支援事業

聴覚に障がい者のある人等の意思疎通を円滑にするため、手話通訳者*等の派遣を行い、コミュニケーションの支援をしています。

	R1	R2	R3	R4	R5
実利用者数	1	1	0	0	3
利用回数	2	3	0	0	6

⑧地域活動支援センター事業

障がいのある人に対し、創作的活動又は生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進など便宜を供与しています。

	R1	R2	R3	R4	R5
実利用者数	3	7	3	2	5
利用回数	204	76	85	5	22

⑨心身障がい者福祉タクシー料金助成事業

身体、知的機能又は精神に障がいのある人に対し、タクシー料金の一部を助成し、社会参加や必要な外出への支援をしています。

	R1	R2	R3	R4	R5
交付人数	60	56	47	47	49
交付枚数	1,332	1,248	1,056	1,092	1,212
利用枚数	770	897	788	843	704
利用率(%)	57.8	70.4	74.6	77.1	58.0

第3章 施策の展開

基本的視点1 自分らしく暮らすために

基本目標1

保健・医療の充実

現状と課題

近年、障がいのある人の重度化や高齢化に応じた取組や、増加する医療的ケアが日常的に必要な児童（以下、「医療的ケア児※」という）への支援など、障がいのある人を取り巻く状況の変化に応じた保健・医療の充実が求められています。

中途障がいの原因となる疾病等の適切な予防や早期発見・早期治療の推進を図るため、妊娠、出産期や幼児期から高齢期に至るまで、切れ目のない保健、医療、福祉サービスの提供と体制の整備が重要です。

本市では、健康診断の受診勧奨の取組等により、特定健康診査受診率、特定保健指導実施率はともに増加傾向にあるため、引き続き事業を継続していきます。

障がいのある人は、医療機関への定期的な通院や入院する場合も多く、医療費が大きな負担となっています。そのため、自立支援医療※や重度心身障がい（児）者医療等の制度で、医療費の負担軽減を図ります。

具体的施策

具体的施策	内 容	担当課
1 障がいの予防と早期発見	(1) 特定健康診査・特定保健指導を実施し、障がいの原因となる生活習慣病※などの疾病の早期発見と早期治療、疾病予防に取り組めます。	健康スポーツ課
	(2) 健康維持・増進のため各種教室や講座を実施します。	福祉あんしん課 健康スポーツ課
	(3) 妊娠期の過ごし方について健康教育を実施するとともに、妊婦健診、乳幼児健診受診を勧奨し障がいの早期発見、早期療育を図ります。 医師等の専門職の診察によりその時期にあわせた育児の情報提供、相談、必要に応じて専門機関を紹介し、保健師が継続的な支援を行います。	健康スポーツ課
	(4) 聴覚障がいの早期発見、早期治療による言語発達等への影響を最小限に抑えるため実施する、新生児聴覚検査の費用を一部助成します。	健康スポーツ課
	(5) 乳児家庭全戸訪問により、母子の健康状態や乳児の発育・発達の確認、相談支援を実施します。	健康スポーツ課

	(6)	保健所実施の心の健康相談などを周知し、精神疾患に関する啓発活動や予防活動を推進し、増加・多様化する精神疾患の早期発見、早期治療を促します。	健康スポーツ課
	(7)	保健師による保育所訪問を実施し、障がいの早期発見、早期療育につなげます。	健康スポーツ課
2 医療費の負担軽減	(1)	自立支援医療制度（育成医療※、更生医療※及び精神通院医療※）、重度心身障がい（児）者医療の医療費助成制度について、関係機関と連携した制度の周知に努めます。	福祉あんしん課

基本目標2

多様な障がいへの対応

現状と課題

近年、重症心身障がい※児（者）や高次脳機能障がい者、難病※患者など多様な障がいへの対応が求められています。

また、日常の精神的な悩みのほか、精神疾患、ひきこもり、発達障害、依存症、うつ、自死に関することなど、多様化する心の健康問題に関する相談体制の充実も必要です。

特に、発達障害については認知が高まったことにより、発達障害の疑いのある児童の発見件数が増加傾向にあり、受診及び発達支援へのニーズが高まっています。

これらの障がいは、一見しただけでは症状が分かりにくいものもあるため、本人や家族も含め、障がいの特性への理解を広め、障がいを抱えていても自分らしく生活できるよう支援体制を整備していく必要があります。

また、医療的ケア児については、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和3年6月18日公布）」の基本理念に則り、学校に在籍する医療的ケア児に対し、適切な支援を行う責務を有することから令和3年11月10日に「長井市の小中学校における医療的ケアのガイドライン」を作成し、安全面、教育面等の対応を検討しながら体制を整備し、令和4年度から市内小学校で受け入れを開始しました。

保育施設においては、令和6年1月に「長井市保育所等における医療的ケア児受入れガイドライン」を策定し、令和6年4月から医療的ケア児の受け入れを開始しています。適切かつ安全な医療的ケアの提供はもちろんのこと、こども同士が安全・安心に交流できるよう、医療的ケアに配慮したこども同士の関わりや関係づくりへの支援が必要です。

加えて、令和6年度には「すみれ学園」において看護師を新たに配置し、医療的ケア児へ多職種連携の充実した支援体制を実現しました。

ひきこもり支援については、令和6年8月にひきこもり状態にある方や家族等に向けた相談窓口及び居場所として「ライズおきたま」を設置しました。安心して気軽に利用できる居場所を提供しているほか、相談対応、家族会の開催等に取り組んでいます。

具体的施策

具体的施策	内 容	担当課
1 障がいの特性に応じた支援体制の整備	(1) 発達障がい者（児）と保護者等に早期から相談支援を行うため、医療、保健、教育、労働、福祉など各関係機関と連携を図ります。	福祉あんしん課 健康スポーツ課
	(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム※の構築体制について、庁内で検討を図ります。	福祉あんしん課 健康スポーツ課
	(3) こころに不安を抱えている人やその家族への支援を充実させるため、こころの健康づくりやゲートキーパー※の養成など精神保健に関する啓発活動を推進し、身近な相談窓口の充実や専門相談機関との連携を図ります。	福祉あんしん課 健康スポーツ課 市民相談センター
	(4) 医療的ケア児の対応については、関係機関との連携強化、情報収集を行います。 また、研修等に参加することで知識を深め、より良い体制づくりに努めます。	福祉あんしん課 健康スポーツ課 子育て推進課
	(5) ひきこもり支援事業については、社会参加支援プラットフォーム運営会議において関係機関と連携しながら協議します。ひきこもりの要因は多岐に渡ることから、研修等を通し、支援者のスキルアップに努めます。	福祉あんしん課
	(6) 悩みを分かち合い、繋がり支え合う場である「ライズおきたま」を周知し、当事者の社会参加へ向けた支援に努めます。	福祉あんしん課

Check!

01

共生社会の実現を目指して

市では、令和6年4月に「長井市手話言語及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段に関する条例」を制定しました。県内4自治体目となる手話言語条例、県内初となる情報・コミュニケーション条例の制定となりました。

『長井市手話言語及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段に関する条例』を制定しました

平易な表現
その他の支援
手話
要約筆記
点字
音声
ICT機器

長井市議会令和6年3月定例会で、『長井市手話言語及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段に関する条例』が可決され、令和6年4月1日に公布・施行となりました。
長井市では、手話が言語であるとの認識に基づき、手話や障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の推進に努め、障がいがある人もない人も互いに人格と個性を尊重し合う共生社会の実現を目指します。

【目的】(前文)

全ての市民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現

【基本理念】(第3条)

① 手話言語の理解

手話は、ろう者が日常生活や社会生活を営むために必要不可欠なものであり、日本語と同じく言語であることを理解します。

② 多様なコミュニケーション手段の利用促進

障がいの特性に応じた多様なコミュニケーション手段には、手話・音声言語・要約筆記・筆談・字幕・点字・平易な表現・ICT機器の活用等さまざまなあります。障がいのある人が必要とするコミュニケーション手段について理解を深め、障がいのある人が障がいの特性に応じたコミュニケーション手段を自ら選択し、利用できる環境を整備します。

【責務と役割】(第4条・第5条)

- 市 基本理念に基づき、手話言語の普及や障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用促進に関する施策を推進します。
- 市民 手話が言語であることや障がいの特性に応じたコミュニケーション手段について理解を深め、市の施策に協力するように努めましょう。
- 事業者 手話が言語であることや障がいの特性に応じたコミュニケーション手段について理解を深め、市の施策に協力するように努めるとともに、合理的配慮の提供を行いましょう。

※合理的配慮：障がいのある人の社会的障壁を取り除く適切な配慮であって、その負担が過重でないもの

【条例に基づく市の施策の推進方針】(第6条)

- (1) 手話言語に対する理解促進及び手話の普及に関する施策
- (2) 多様なコミュニケーション手段についての理解促進に関する施策
- (3) 多様なコミュニケーション手段を利用するにあたっての環境の整備に関する施策
- (4) コミュニケーション支援者の確保及び養成に関する施策

POINT 01

コトパットを設置しました



聴覚障がい者や外国人等との円滑なコミュニケーションを図るため、福祉あんしん課窓口に、字幕表示システム「Cotopati (コトパット)」を設置しました。コトパットは、音声をリアルタイムで字幕変換し、画面表示するシステムで、多言語への翻訳も可能です。

POINT 02

手話研修を受講しました



市職員の手話習得、理解促進を図るため、山形県聴覚障がい者情報支援センターから講師を迎え、全職員対象の手話研修を開催しました。今後は、市民向けの手話研修を開催するなど、共生社会の実現に向け、引き続き事業を実施していきます。

POINT 03

記念講演会を開催しました



車椅子インフルエンサー・中嶋涼子氏を講師に迎え、「一歩踏み出す勇気～心のバリアフリーが社会を変える～」と題した条例制定記念講演会を開催しました。第二部として「インクルーシブ社会の実現に向けて」をテーマにパネルディスカッションを実施しました。

現状と課題

乳幼児期、学齢期、成年期、高齢期と、それぞれのライフステージにおいて、障がいのある人を取り巻く環境や社会との関わりには違いがあり、その時々で必要な支援も異なります。

幼児期における障がいの早期支援の取組や学齢期における教育を充実するとともに、就業や地域での生活を支援するなど、障がいのある人やこどもがライフステージに応じて適切な支援を継続して受けられるよう取り組むことが必要です。

本市では、令和6年度から、子育て推進課内に「こども家庭センター※」を設置し、妊娠期から出産・子育てまで一貫して相談に応じ、必要な支援につなぐ「伴走型相談支援」の充実を図ります。統括支援員を配置し、母子保健と児童福祉担当者が一体的に切れ目のない支援を行っています。

具体的施策

具体的施策	内 容	担当課
1 乳幼児期の支援	(1) 障がい児の保護者に対するレスパイトケアなどについて、関係機関と連携し、受け入れ施設の整備・拡充に向け協議します。また、保育施設での障がい児受け入れに向け、設備や人員の体制について調整を図ります。	福祉あんしん課 子育て推進課
	(2) 担当保健師による定期的な経過観察により、関係機関と連携を図りながら助言等必要な支援を行います。	健康スポーツ課
	(3) 専門家による保育所巡回相談を実施し、保育士に対し、児童への適切な支援方法等の助言を行います。	子育て推進課
	(4) ライフステージに対応した継続支援のため、「やまがたサポートファイル※」の普及・定着を図ります。	健康スポーツ課 福祉あんしん課
2 学齢期の支援	(1) 幼保小等連携専門員を任用し、関係施設・機関と連携しながら切れ目のない支援をします。障がいのある子こどもが特性や状態に応じた適切な教育を受けることができ、可能性を最大限引き出すことができる就学先について、保護者の理解、同意を得ながら「長井市まなびの支援委員会」で検討を進めていきます。	学校教育課

	(2)	特別支援教育※の充実に向け、教員の専門的研修などによる指導力向上を図り、必要に応じ学校教育支援員の配置を継続します。通常学級に在籍し教育的支援を必要とする児童生徒については、一人ひとりの教育的ニーズに応える環境整備や教材の工夫、授業づくりに努めます。	学校教育課
	(3)	進級や進学に伴い、関係機関と情報共有を行いながら、安心して新しい環境に適応できるよう、切れ目のない支援を行います。	学校教育課
	(4)	専門家による学童クラブ巡回相談を実施し、支援員に対し、児童への適切な支援方法等の助言を行います。	子育て推進課
3 成年期、高齢期の支援	(1)	住宅改修費給付事業等の周知と活用促進を図り、施設入所者の地域移行支援や障がいのある人が住み慣れた自宅で安心して暮らすことができる支援を行います。	福祉あんしん課
	(2)	介護保険利用可能な方は、介護保険利用を基本とし、障がい特性に応じた障がい福祉サービスの提供に努めます。また、介護支援専門員、障がい相談支援員、地域包括支援センター等の連携を図り、適切なサービス提供を検討します。	福祉あんしん課

基本目標 4

相談支援、地域福祉サービスの充実

現状と課題

障がいのある人が住み慣れた地域で安心して自立した生活をするためには、利用者本位の考えに基づいた生活支援体制の整備が不可欠です。障がいのある人のニーズを把握し、ニーズに応じた障がい福祉サービスをはじめとする様々なサービスの提供と総合的相談体制の整備が必要となっています。

相談支援については、市役所のみならず、市内の相談支援事業所※でも相談を受け付けており、ケースに応じて連携した対応を行っています。また、民生委員・児童委員※、身体障がい者相談員※・知的障がい者相談員※など、各地区の中に身近に相談できる体制があります。

しかしながら、障がいのある人の高齢化・重度化、8050問題、住宅確保要配慮者への居住支援など、様々な理由から相談内容が複雑化しており、各々のスキルだけでは対応しきれない現状があります。障がいのある人が住み慣れた地域で暮らせるよう、地域全体で支えるために必要な機能を備えた地域生活支援拠点等※の整備を促進し、基幹相談支援センター※の設置や居住支援協議会の設立についても検討する必要があります。

障がい福祉サービスについては、個々のニーズに応じた支援が必要であり、真に必要と

するサービスの充実を図ることが重要です。サービス提供事業所や相談支援事業所等とのさらなる連携強化をし、自立した生活ができるよう支援していきます。また、市町村で実施している地域生活支援事業※においては、利用者のニーズに応じた事業展開を行っています。

また、地域の社会資源として、令和2年度には「あゆむ Z I B U N L A B O」が放課後等デイサービス事業を開始、令和5年度には「すみれ学園」が相談支援事業、放課後等デイサービス事業及び保育所等訪問支援事業を開始しました。この他「すみれ学園」においては、看護師の常駐や言語聴覚士、理学療法士及び作業療法士の配置（月に数回）等専門職による支援を充実させ、より高度な支援を実現することができています。

しかし、複雑化する相談への対応や、新たなニーズへの対応など、いまだ課題は尽きません。これらの課題解決に向け、事業所の人手不足解消や新規事業所の設立等に向けた支援が必要となっています。

具体的施策

具体的施策	内 容	担当課
1 相談支援体制の充実	(1) 地域自立支援協議会※を中心に、関係機関の連携体制を強化し、地域の相談支援の課題解決に取り組みます。相談支援事業所間の情報交換や地域ネットワーク形成の場として相談支援体制の充実を図ります。	福祉あんしん課
	(2) 各種研修会への参加により、相談支援に携わる相談員等の資質向上を図ります。	福祉あんしん課
	(3) 身体障がい者相談員、知的障がい者相談員を配置し、活動内容の周知と利用促進を図ります。地域での相談に応じることで在宅生活を支え、行政との橋渡し役を担うなど、障がいのある人とその家族のニーズに応じた対応を図ります。	福祉あんしん課
	(4) 近隣自治体と地域生活支援拠点等を整備し、障がいのある人やその家族の生活を地域全体で支えるサービス供給体制の構築を推進します。また、基幹相談支援センターの設置について検討します。	福祉あんしん課
	(5) 市民の抱える複雑化・複合化した課題の解決や、制度の狭間にあるニーズに対応するため、重層的支援体制を整備し、必要な支援を行います。	福祉あんしん課
	(6) 住宅部門と福祉部門が連携し、住まいの総合相談窓口の設置と居住支援協議会の設立について検討します。	福祉あんしん課 建設課
2 情報提供の充実	(1) 「障がい福祉の手引き」の内容について随時更新を行います。ホームページやラジオでタイムリーな情報発信に努めます。	福祉あんしん課

	(2)	障がい福祉に関する情報を迅速かつ的確に提供するため、障がい福祉サービス事業所、障がい者支援施設、障がい者団体との情報共有に努めます。	福祉あんしん課
	(3)	ホームページで各種制度の掲載の充実を図り、電子申請等により、申請者の利便性の向上を図ります。	福祉あんしん課
3 障がい福祉サービス等の充実	(1)	就労継続支援や生活介護等の日中活動サービスの提供の充実を図ります。	福祉あんしん課
	(2)	居宅介護、重度訪問介護、同行援護等の訪問によるサービスの提供の充実を図ります。	福祉あんしん課
	(3)	市内事業所で実施していない就労移行支援等のサービス及び不足しているサービスについて、ニーズの把握に努め、必要に応じて働きかけを行います。	福祉あんしん課
4 地域生活支援事業の充実	(1)	地域生活支援事業における各事業について、利用者のニーズ及び社会的情勢等に応じて見直しの検討を行います。	福祉あんしん課
	(2)	支援者の保養等を目的とし実施している日中一時支援事業において、利用可能事業所の拡大、休日の利用等について協議します。	福祉あんしん課
	(3)	市主催のイベント等において意思疎通支援事業を活用した手話通訳者等の派遣を促進し、誰もが参加できるよう支援を図ります。	福祉あんしん課

基本目標1 社会参加・交流活動の推進

現状と課題

芸術・文化活動や、レクリエーション、スポーツへの参加は、生活を豊かにするとともに、自身の健康増進やリハビリテーションにも効果的です。また、これらを通じた交流により、障がいのある人となない人との相互の理解と認識が深まり、障がいのある人の自立と社会参加の促進へつながります。

本市では、令和4年度に、元東京藝術大学特任教授の瀧井敬子氏から「障がいの有無に関わらず音楽に親しめるインクルーシブな社会づくりに役立ててほしい」と、スティンウェイフルコンサートグランドピアノD-274を寄贈いただきました。これまで、ピアノを活用した様々なスタイルの演奏会を開催し、障がい者施設関係者を招待するなど、音楽を通じたインクルーシブなまちづくりに取り組んでいます。また、市民ひとりスポーツの推進、生涯学習、芸術・文化活動を行うことのできる環境整備に努めています。このような芸術・文化活動等への参加の促進を図るため、地域生活支援事業による移動支援、社会参加促進事業を活用し、移動手段の確保及び移動にかかる負担軽減を行っています。

障がいのある人が多様な芸術・文化活動等への参加やレクリエーション、スポーツへの参加により、生きがいをもって暮らせるよう継続的な支援が必要です。

具体的施策

具体的施策	内 容	担当課
1 スポーツ、レクリエーション及び文化活動の推進	(1) 山形県身体障がい者レクリエーション大会やスポーツ教室などの活動を支援します。障がいに対する理解を深めるため、総合型地域スポーツクラブ等と連携し、障がい者スポーツの振興に努めます。	健康スポーツ課 福祉あんしん課
	(2) 優れた芸術を鑑賞する機会や、文化活動を行う場を提供するとともに、各種イベントの周知を行い、芸術・文化活動への参加を推進します。	福祉あんしん課 総合政策課
	(3) 市報、社協だより、ラジオを利用し、各種催しの情報を発信します。地域住民も参加できる活動を主催者や障がいのある人と検討します。	福祉あんしん課
2 社会参加の推進	(1) カフェ等を開催し、障がいのある人やその家族等が気軽に相談できるネットワークづくりの機会の創出を図ります。	福祉あんしん課

	(2)	聴覚障がいのある人の円滑なコミュニケーションのため、意思疎通支援事業の利用促進を図ります。	福祉あんしん課
3 移動・交通手段の充実	(1)	障がいの種類、程度に応じた移動手段を提供するため、移動支援事業及びタクシーや燃料費の助成券交付を引き続き実施します。また、福祉有償運送の利用拡大、市営バスの路線について関係機関との調整を図ります。	福祉あんしん課

基本目標2

就労に向けた支援

現状と課題

障がいのある人の就労は、それぞれの個性、適正、能力を最大限に活かして働くことにより、自立した生活や社会参加、生きがいに繋がります。

本市の現状として、法定雇用率の引き上げ等に伴い、障がいのある人を求める民間事業者が増加している一方、障がい求職者が減少傾向にあることから法定雇用率を達成できない民間事業者が多い状況です。

障がいのある人の一般就労や職業的自立を促進するため、障害者職業センターや障害者就業・生活支援センター※、ハローワーク等の関係機関と連携し、就労に対する不安解消を図り、福祉的就労※支援による訓練や、就労選択の支援、一般就労へ移行するための支援の充実に努めます。

また、高齢化や担い手不足が進む農業分野にとって新たな働き手の確保に繋がる農福連携※の取り組みは、社会が抱える課題の解決や社会貢献にも繋がります。雇用の創出や特性に応じた職域の拡大等、充実した支援が必要となります。

具体的施策

具体的施策	内 容	担当課
1 一般就労に向けた支援	(1) 障がいのある人の就業能力向上のため、ハローワーク長井、置賜障害者就業・生活支援センター、山形障害者職業センター※、障害者職業訓練校※等の周知に努めます。	福祉あんしん課
	(2) 障害者雇用促進法※に基づき、民間事業者等における法定雇用率の達成を推進するため、ハローワーク長井等関係機関と連携し、障がいのある人の雇用に関する支援制度の周知を図りながら、雇用の促進を図ります。	福祉あんしん課
	(3) 福祉的就労支援から一般就労にステップアップできるよう就労移行支援や就労定着支援の利用を促進します。	福祉あんしん課

2 福祉的就労支援の充実	(1)	市内障がい者就労支援事業所と協議しながら、利用希望者の受け入れ体制が充実するよう努めます。また、販路拡大の取り組みとして市庁舎内での販売会を継続して実施し、賃金向上を図ります。	福祉あんしん課
	(2)	障害者優先調達推進法※に基づき、年度ごとに方針を定め、市内障がい者就労支援事業所が供給する物品等の調達実績が前年度を上回るように努めます。	福祉あんしん課
	(3)	農福連携等により、新たな分野での雇用を掘り出し、福祉的就労支援の更なる充実を図ります。	農林課 福祉あんしん課

おすすめ！

市内障がい者施設販売会の商品をご紹介します

市では、障がい者施設(就労継続支援 B 型事業所)を支援するため、毎月販売会を開催しています。また、年に一度、すべての事業所が一堂に会し、合同販売会も開催しています。

各施設が真心込めて制作している物品をご紹介します。

●会 場：市役所市民交流ホール(長井駅内売店隣)

●時 間：午前11時30分～午後1時(売り切れ次第終了)

※下記事業所のほか、市外事業所の参加もありますので、日にちや参加事業所については、市報またはホームページをご覧ください。

福祉支援センター
すぎな



さをり織り製品

利用者さんが織った反物から仕上げたバック、ポーチ、コインケースなど、すべて一点ものの製品です。デザインも様々で、反物、デザイン指定でのご注文にも応じています。

せせらぎの家



手作りパン

手作りの焼き立てパンを販売しています。甘いパンから総菜パン、季節限定のパンなど、約20種類のパンをご用意しています。

フラワーほっと



無添加クッキー えごまほっと

ごまの風味たっぷりの無添加手作りクッキーです。食べやすいサイズで、白ごまと黒ごまの二つの味が楽しめます。

※現在販売休止中です。

基本的視点3 安全・安心な暮らしをするために

基本目標1

障がいのある人への理解促進

現状と課題

障がいのある人に対する「心の壁」を除去するための啓発広報活動は、障がい者施策の重要な柱であり、障がいのある人への理解促進を図るため、各種広報媒体の活用、関係機関や福祉関係団体の行うイベントへの参加・協力、啓発用パンフレットの作成・配布など、様々な機会をとらえて効果的な啓発活動を行う必要があります。

また、「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」に基づき、障がいのある人による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を充実させ、障がいのある人が必要な情報に円滑にアクセスすることができるよう、様々な情報通信機器や広報媒体を通じて情報アクセシビリティ※の向上を一層推進していかなければなりません。

本市では、平成31年3月に「長井市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」を制定し、障がいのある人に対する理解促進や、障がいのある人が暮らしやすい生活を支える制度の充実に取り組んでいます。

また、令和6年4月には「長井市手話言語及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段に関する条例」を制定し、手話が言語であるとの認識に基づき、手話や障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の推進に努め、障がいがある人もない人も互いに人格と個性を尊重し合う共生社会の実現を目指しています。

令和6年度には、市役所職員の手話習得及び理解の促進を目的とし、全職員研修を実施しました。今後は、市民向けの手話研修及び手話奉仕者育成研修等を開催し、人材育成に努めます。

具体的施策

具体的施策	内 容	担当課
1 共生社会の実現に向けた障がい理解の促進	(1) 市報やホームページ、ラジオなどを活用し、機会を捉えながら広報活動を積極的に実施し、情報アクセシビリティの向上を図ります。	福祉あんしん課
	(2) 「障害者週間※」や「障害者雇用支援月間※」にあわせ、障がい福祉サービス事業所や障がい者支援団体等と連携し、障がい者福祉制度についての周知を図ります。	福祉あんしん課
	(3) 失語症カフェや手話研修の開催など、障がいのある人との関わりを考える機会を設け、理解促進を図ります。	福祉あんしん課

	(4)	米養長井校と豊田小学校、米養西置賜校と長井南中学校と長井工業高校の児童生徒による交流、居住地間交流での共同学習を継続し、相互理解を図るとともに共生社会に向けた取り組みを支援します。	学校教育課
	(5)	社会福祉協議会に設置している長井市ボランティアセンターと連携し、市民がボランティア活動に気軽に参加できる取り組みを推進します。	福祉あんしん課
2 障がい者団体及び支援者の育成	(1)	「長井市身体障害者福祉協会」と「長井・飯豊手をつなぐ育成会」等、障がい者団体の活動に対する支援を継続します。	福祉あんしん課
	(2)	障がいを理由とする差別の解消、合理的配慮の提供及び障がいのある人の雇用促進のため、山形県が実施している「心のバリアフリー※推進員養成研修会」の周知に取り組みます。	福祉あんしん課
	(3)	意思疎通支援事業のほか、手話研修会の情報提供等を行い、手話通訳者等のスキルアップと新たな手話奉仕者等の育成を図ります。	福祉あんしん課

基本目標2 権利擁護及び虐待防止

現状と課題

「障害者差別解消法」を踏まえ、本市では「長井市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」を制定し、障がいを理由とする差別の解消に市全体として取り組み、障がいの有無に関わらず誰もが共生する社会の実現を目指しています。令和6年4月からは、「障害者差別解消法」の改正により、事業者による障がいのある人への合理的配慮の提供が義務となりました。

しかしながら、障がいのある人に対する理解が社会全体に十分に浸透したとは言えません。

共生社会の実現のためには、様々な心身の特性や考え方を持つ全ての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり支え合う「心のバリアフリー」を推進し、社会全体で暮らしやすいまちづくりが重要です。

また、「障害者虐待防止法※」の施行により、国や地方公共団体、障がい福祉事業者、企業等に、虐待を防止するための責務や、通報義務が課されています。市では、虐待防止や通報義務の周知・啓発を行ってきましたが、今後もより一層の周知徹底を図る必要があります。

また、令和4年度には、置賜3市5町で連携し、置賜成年後見センター※を設置しました。障がいのある人やその親の高齢化により、今後さらに成年後見を必要とする人が増加

すると考えられるため、センターとの連携強化に取り組んでいく必要があります。

具体的施策

具体的施策	内 容	担当課
1 権利擁護・差別解消	(1) 「長井市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」及び障がいのある人の権利擁護等について市民、一般の企業等に周知、啓発を行います。障がいのある人や障がいへの理解、啓発のための取組を推進します。	福祉あんしん課
	(2) 障がいのある人が行政サービスにおいて適切な配慮を受けることができるよう、「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する長井市職員対応要領」に基づき、職員への理解促進に努めます。	福祉あんしん課
	(3) 外見からは判りにくい内部障がいや難病の方へのヘルプマーク普及を推進します。	福祉あんしん課
	(4) 「置賜成年後見センター」を中心とし、成年後見制度の利用促進、市民後見人※の養成等に取り組みます。また、成年後見制度利用支援事業の活用により、障がいのある人の権利保護及び報酬助成等を行います。	福祉あんしん課
2 虐待防止	(5) 「障害者虐待防止センター※」の周知を促進し、関係機関と連携を深めながら虐待防止研修会の開催など意識啓発を図ります。また、虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、虐待発見後の適切な支援の強化を図ります。	福祉あんしん課

【参考】

「わたしのとっておきノート」

置賜成年後見センターでは、知的障がいや精神障がいの方とその家族、そして支援者に向け、「わたしのとっておきノート」を作成しました。

本人の気持ちや意向を言葉に残すノートです。

2. プロフィール（基本情報）

名前 血液型 性別

誕生日 年 月 日 生まれ

住所（住んでいるところ）

山形県

連絡先（電話番号）

① ②

家族のこと

父の名前 母の名前

きょうだいの名前

きょうだいの名前

7. わたしの生き方

これからやってみたいこと（挑戦！）、思い浮かぶこと、ここに想っていること等を自由に書いてください。

出典：置賜成年後見センター

基本目標 3**バリアフリー化及びユニバーサルデザイン化の推進****現状と課題**

障がいのある人がそれぞれの地域で暮らしていくために、安全に安心して生活できる住環境の整備、移動しやすい環境の整備、アクセシビリティに配慮した施設等の普及促進、障がいのある人に配慮したまちづくりの総合的な推進等が求められています。

障がいのある人の生活環境における社会的障壁の除去を進め、アクセシビリティの向上を図ることが重要です。

本市では、市役所新庁舎や、市民文化会館、遊びと学びの交流施設「くるんと」など公共施設の建設にあわせ、バリアフリーに配慮した施設整備を進めており、身体障がい者等用駐車場の整備と利用証制度の適切な運用にも取り組んでいます。

社会福祉協議会では、バリアフリーマップを市内関係機関へ配置したほか、社会福祉協議会のホームページでも公開しています。

具体的施策

具体的施策	内 容	担当課
1 バリアフリー化及びユニバーサルデザイン化の推進	(1) 公共施設等のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化を促進します。民間施設や交通機関等におけるバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化の必要性を啓発します。	福祉あんしん課
	(2) 障がいのある人のニーズの把握に努めながら、「つゆ草の会」で市報等を朗読してテープに録音した「声の広報」やホームページの音声読み上げ機能、ラジオなどを活用し、情報のバリアフリー化を推進します。	福祉あんしん課

基本目標 4**防災・防犯対策の推進****現状と課題**

障がいのある人が地域で安心して暮らすためには、安全な暮らしを支える環境づくりが重要です。

障がいのある人は、避難時に支援が必要となる場合が多く、避難生活を送る上で特別な支援を必要とする方も多くなると考えられます。そのため、災害時に備え、事前に必要な配慮や体制を整備しておくことが必要です。

本市では、「長井市地域防災計画※」の中で福祉避難所※の確保について定めており、関係団体と協定を結び14箇所（うち障がい者福祉施設3箇所）を確保しているほか、「長井市避難行動要支援者※の避難行動支援全体計画」に基づき、避難行動要支援者名簿の作成、地域における避難支援体制の整備を進めています。

また、令和3年の「災害対策基本法※」の改正により、障がいのある方を含む避難行動要支援者について、個別避難計画を作成することが市町村の努力義務とされました。今後、一人ひとりの状況に応じた個別避難計画の策定を進め、障がいのある方の避難支援体制の充実・強化を図ることが求められています。

障がいのある人は、高齢者とともに消費者被害が懸念されることから、消費者啓発を進めるほか、家族や地域住民など周囲の身近な人の見守りが必要です。

具体的施策

具体的施策	内 容	担当課
1 災害時の支援、防災・対策	(1) 長井市地域防災計画等に障がい者等への具体的対応を盛り込み、避難行動要支援者へ周知を図ります。地域の自主防災組織、消防団やコミュニティセンターとの連携等、災害時の支援体制づくりを進めます。指定避難所における障がいのある人の受け入れ態勢についても準備を進めます。	総務課 福祉あんしん課
	(2) 避難行動要支援者名簿に基づき、本人と家族及び関係機関が連携し、個別避難計画の作成を進めます。また、最新の情報となるよう定期的な更新に努めます。	総務課 福祉あんしん課
2 防犯対策等の支援	(1) 警察、消費生活センター※等と連携を図り、障がいのある人が関わる犯罪や消費者被害を未然に防止できるよう努めます。	福祉あんしん課

Check

02

様々なコミュニケーションツールの活用

市では、防災バンダナとコミュニケーション支援ボードを、市内の指定緊急避難所33カ所に設置しました。

防災バンダナ

TOOL 01

防災バンダナは、バンダナの該当する箇所を三角に折り背負う格好で着用します。災害発生時に避難所で身に着けることで、障がい者や妊婦、手助けが必要な人が周囲から支援を受けやすくなります。



コミュニケーション支援ボード

TOOL 02

コミュニケーション支援ボードは、言葉によるコミュニケーションに困難のある人が、地域で生活する上でコミュニケーションのバリアをなくすことを目指して作成されたものです。本市では避難所で自分の状態を指差しで伝えるツールとして設置しています。



POINT 1

イラストや日本語のほか、英語、中国語、韓国語等の記載もあります。

POINT 2

障害のある人たちだけではなく、外国人や高齢者、幼児などにも幅広く活用されています。

POINT 3

ボードの普及啓発を進め、知的障害や自閉症の人々などへの社会的関心や理解が一層深まり、社会の人々のこころのバリアもなくなすことを目指します。



出典：明治安田こころの健康財団

第4章 計画の推進

1 計画の推進

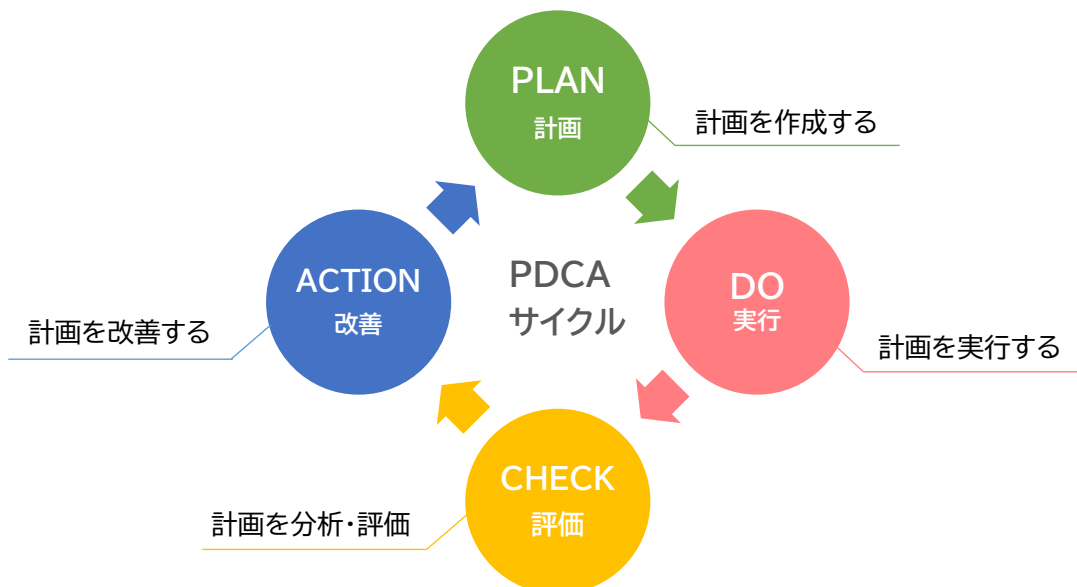
障がいのある人に対する施策は、福祉分野にとどまらず、保健・医療・教育等広い分野にわたります。

行政の関係各課による横断的な連携はもちろん、市民や事業者、障がい者団体、民生委員・児童委員、社会福祉団体など、関係機関と力を合わせて、本計画を推進していきます。

さらに、広報紙やホームページ等を通じて分かりやすく各種サービスや制度に関する情報提供を図ります。

2 計画の評価と見直し

計画に定める事項について、障がい者施策や関連施策の動向も踏まえながら、年に1回中間評価として分析・評価を行います。この中間評価等の結果を踏まえ、必要があると認める時は、計画の変更や見直しを行います。



3 計画の進行管理

本計画の進行管理については、長井市地域自立支援協議会において報告し、進捗状況を検証・評価していきます。

資料編

主な用語解説

【あ行】

あ	アクセシビリティ	制度やサービスなどの使いやすさや利用しやすさのこと。
い	一般就労	就労形態の一つで、一般企業などで雇用契約に基づいて就業すること。「福祉的就労」に対する用語として使用される。
	移動支援	屋外での移動が困難な障がいのある人に対して、社会生活において必要な外出や余暇活動等の社会参加のための外出時の移動を支援すること。
	医療的ケア児	人工呼吸器の使用や、たん吸引などの医療的ケアが恒常的に必要な児童。

【か行】

き	基幹相談支援センター	障がい者やその家族の相談窓口であり、地域の障がい福祉に関する中核的な役割も担う機関。
	強度行動障害	激しい不安や興奮、混乱の中で、多動、自傷、異食などの行動上の問題が強く頻繁にあらわれて、日常生活が著しく困難なため、継続的に特別に配慮された支援が必要な状態のこと。
け	ゲートキーパー	自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人をいう。
	権利擁護	自ら権利を主張することが困難な人たちの権利や尊厳を守り、その人らしい生活を支えることを指す。アドボカシーとも呼ばれ、本人の意思を尊重しながら、福祉サービスの利用や生活環境の改善などを通じて、自立した生活を送れるよう支援することをいう。
こ	高次脳機能障害	脳卒中や交通事故などの脳の損傷によって、言語や記憶、注意などの脳機能に障がいが生じる状態のこと。
	合理的配慮 (合理的な配慮)	障がいのある人が社会の中で抱える障壁を取り除くために、必要かつ合理的な対応を行うこと。
	心のバリアフリー	様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うこと。
	こども家庭センター	母子保健機能と児童福祉機能を連携しながら、子育て世帯などに対する一体的な支援を切れ目なく、漏れなく対応することを目的とする。

【さ行】

さ	災害対策基本法	災害が発生した場合に国土や国民の生命や身体、財産を災害から保護することを目的とした法律。災害対策全体を体系化し、総合的かつ計画的な防災行政の整備・推進を図ることを目指している。
し	市民後見人	弁護士や司法書士などの資格を持たない一般市民で、成年後見人として家庭裁判所から選任された人のことをいう。認知症や知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が十分ではない人の権利や財産を守る成年後見制度の担い手として、地域における支え合いを推進する役割を担っている。
	手話通訳者	音声言語を手話言語に、手話言語を音声言語に変換し、ろう者等の情報の取得又は利用、意思の表示及びコミュニケーションの支援を行う者をいう。
	重症心身障がい	重度の肢体不自由と重度の知的障がいとが重複した状態。
	重度心身障がい者医療	心身に著しい障がいがある方の保険診療分の自己負担額を軽減する制度。通称「マル身」とも呼ばれる。
	障害者基本法	障がい者の自立と社会参加の支援等のための施策に関して基本原則を定め、国や地方公共団体の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることによって障がい者施策を総合的かつ計画的に進め、障がい者福祉を増進することを目的とする法律。
	障害者虐待防止センター	障害者虐待防止法に基づき市が設置する機関。虐待を発見した人の通報や虐待を受けた本人からの届け出の受付窓口であり、虐待を受けた障がい者の安全確認や県、警察、医療機関などの関係機関と連携した対応や支援方法の検討を行う。障がい者虐待防止の啓発活動や障がい者の養護者への支援もあわせて行う。
	障害者虐待防止法 (障害者虐待の防止、 障害者の養護者に対する 支援等に関する法律)	障がい者に対する虐待が障がい者の尊厳を害し、障がい者の自立及び社会参加にとって、虐待を防止することが極めて重要であることなどから、障がい者に対する虐待の禁止、障がい者虐待の予防及び早期発見、その他の障がい者虐待の防止等に関して国の責務等を規定したもの。
	障害者雇用支援月間	障がい者の雇用を促進し、職業的自立を支援することを目的として毎年9月に開催される啓発活動で、国、県などの関係機関が協力して様々な取り組みが行われる。
	障害者雇用促進法 (障害者の雇用の促進)	障がい者の職業の安定を図ることを目的とする法律。障がい者に対し職業生活における自立を実現するための職業リハ

	等に関する法律)	ビリテーション推進について、また事業主が障がい者を雇用する責務をはじめ、差別の禁止や合理的配慮の提供義務等を定めている。
し	障害者差別解消法 (障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律)	障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的とした法律で、障がいを理由とする差別等の権利侵害行為の禁止や社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害の防止等が定められている。
	障がい児通所支援	心身の障がいなどにより療育が必要とされる児童を対象に、通所等による専門的な指導や訓練などの支援を行うサービス。
	児童発達支援	主に未就学の障がい児を対象に、日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得並びに集団生活への適応のための支援、その他の必要な支援又はこれに併せて治療を行う。
	放課後等デイサービス	学校に通う障がい児を対象に、放課後等に生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行う。
	居宅型児童発達支援	児童発達支援、放課後等デイサービスを受けるための外出が著しく困難である障がい児を対象に、居宅を訪問し日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行う。
	保育所等訪問支援	専門的な支援の技術を持った訪問支援員が、保育所等を訪問し、集団生活への適応のための支援や、訪問先施設のスタッフに支援方法の指導を行う。
	障害者週間	毎年12月3日から12月9日までの1週間で、平成16年6月の障害者基本法の改正により設定されたもの。国民の間に広く障がいのある人の福祉についての関心と理解を深めるために、障がいのある人が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的としている。
	障害者就業・生活支援センター	障がい者の職業生活における自立を図るため、雇用、保健、福祉、教育等の関係機関との連携の下、障がい者の身近な地域において就業面及び生活面における一体的な支援を行い、障がい者の雇用の促進及び安定を図ることを目的としている。
し	障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法	障がい者が社会の一員として共生することを目指して施行された法律。障がい者が社会で障がいのない人と同様に十分な情報を取得・利用し、円滑な意思疎通が行えるように総合的な施策を推進することを目的としている。

		障害者総合支援法 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律)	障がい者及び障がい児が、基本的な人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障がい福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障がい者及び障がい児の福祉の増進を図るとともに、障がいの有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする法律。
		障がい者相談員	身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法に基づき、市町村等の委託を受けて、身体に障がいのある人又は知的機能に障がいがある人の相談に応じ、必要な支援を行う人。
		障害者優先調達推進法 (国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律)	障がい者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進等を図り、障がい者就労施設等で就労する障がい者の自立を促進することを目的とした法律。国や地方公共団体等が率先して物品等の調達を推進するための措置等が規定されている。
		障がい福祉サービス	障害者総合支援法に基づき、障がい者の障がいの程度や状況等を踏まえ、個別に支給決定されるサービス。日常生活に対する支援や就労訓練等のサービスがある。
	介護給付	居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。
		重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行う。
		同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行う。
		行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行う。
		重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行う。
		短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。
し	介護給付	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行う。
		生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する。

		施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。
	訓練等 給付	自立訓練 (機能訓練・生活訓練・宿泊型)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行う。
		就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。
		就労継続支援 (A型＝雇用型、 B型＝非雇用型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。
		就労定着支援	一般企業等へ移行した人について、3年間にわたり就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るために企業・自宅等への訪問や障害者の来所により必要な連絡調整や指導・助言等の支援の提供を行う。
		共同生活援助 (グループホーム)	日常生活上の相談に加えて、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助の提供を行う。
		自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等を利用していた人が、地域で一人暮らしをする場合、定期的な巡回訪問や随時の電話相談等により、食事や掃除、洗濯等、自立した日常生活を営む上での課題を把握し、助言・相談、関係機関との連絡調整等の必要な援助を行う。
	地域 相談 支援	地域移行支援	障害者支援施設等に入所している人または精神科病院に入院している人など、地域における生活に移行するために重点的に支援を必要としている人に対して、住居の確保などの地域生活に移行するための相談や必要な支援を行う。
		地域定着支援	障害者支援施設等や精神科病院から退所・退院した人のほか、家族との同居から一人暮らしに移行した人や地域生活が不安定な人等で、単身等で生活する障害のある人に対し、常に連絡がとれる体制を確保し、緊急に支援が必要な事態が生じた際に、緊急訪問や相談などの必要な支援を行う。
し	消費生活センター		訪問販売によるトラブル、高齢者や若者を狙った悪質商法、架空請求、不当請求等の消費生活に関する相談を受ける機関。
	自立支援医療		心身の障がい状態の除去・軽減を図るために必要な特定の医療を受けるのに要した費用について給付する制度。
	育成医療		身体に障がい、又は治療しないと将来障がいがあると認められる疾患がある児童（18歳未満）を対象に、心身の状態の軽減や機能を回復するために行われる医療給付。

	更生医療	身体障害者手帳が交付された者（１８歳以上）を対象に、その障がいの軽減や機能を回復するために行われる医療給付。
	精神通院医療	精神科の医療機関に継続的に通院する方を対象に、精神疾患の治療、軽減、回復のために行われる医療給付。
せ	生活習慣病	毎日の良くない生活習慣の積み重ねによって引き起こされる病気で、糖尿病、心臓病、高血圧、脳卒中、脂質異常症等がある。
	精神障害者保健福祉手帳	精神保健および精神障害者福祉に関する法律第４５条の規定により、精神障がいのある人に対して交付される手帳で、バスの運賃割引等を受けることができる。
	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム（にも包括）	精神障がいの有無にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、医療、障がい福祉・介護、住まい、社会参加、就労、地域の助け合い、普及啓発、教育などが包括的に確保されたシステムのこと。
	成年後見制度	精神上の障がいや知的障がい、認知症などにより判断能力が不十分な人を保護・支援するための制度。
	成年後見センター	成年後見制度の説明や活用法の情報提供、また成年後見手続きについての相談等を受ける機関。置賜成年後見センターは３市５町で設置し、米沢市社会福協議会に委託している。
そ	相談支援事業所	障がいのある人やその家族が障がいに関わることを相談するところ。基本相談支援及び地域相談支援のいずれも行う事業所を一般相談支援事業所といい、基本相談支援及び計画相談支援のいずれも行う事業所を特定相談支援事業所という。本市には、令和６年度現在、サポートセンターおきたま、あゆむ、すみれ学園の３つの事業所がある。

【た行】

ち	地域共生社会	地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。
	地域自立支援協議会	障害者総合福祉法に基づき、地域の障害福祉の向上を目的に、福祉関係者等を中心に組織する協議会。本市では、市内の障害福祉サービス事業所、障がい者団体、医療機関、教育機関などに属する者や市民で構成され、その下部組織に専門部会を設置して具体的事項について調査検討している。

	地域生活支援拠点等	障がい者の高齢化、重度化や「親亡き後」を見据え、障がい者（児）の地域生活支援を推進する観点から、障がい者（児）が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、相談、体験の機会、緊急時の対応等の支援を切れ目なく提供できる仕組み。
	地域生活支援事業	障害者総合支援法に基づき、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を各種展開している。移動支援事業、日常生活用具給付事業、日中一時支援、意思疎通支援事業などがこれにあたる。
	地域防災計画	災害対策基本法に基づき策定が義務付けられている計画。地震や豪雨・土砂災害、津波、原子力災害などの発生に備えて定める災害対策の基本方針。
と	特別支援学級	学校教育法に基づき小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校に置くことができる学級で、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行う。該当は、知的障がい、肢体不自由、身体虚弱、弱視、難聴、その他障がいのある者で特別支援学級において教育を行うことが適当である幼児児童生徒。
	特別支援学校	障がいのある幼児児童生徒（通常の学級含む）の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。
	特別支援教育	障がいの種類や程度に応じ特別の場で指導を行っていた特殊教育を転換し、通常学級に在籍する学習障がい、注意欠陥多動性障がい、自閉症等の児童・生徒も含め、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、そのもてる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。

【な行】

な	難病	発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であり、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とするもの。ベーチェット病、パーキンソン病、潰瘍性大腸炎などが指定されている。
の	農福連携	農業と福祉が連携して、障がい者が農業分野で活躍する取り組みをいう。農業経営の発展や障がい者の自信や生きがい、社会参画の実現など、農業分野と福祉分野の総合の課題解決に寄与することを目的としている。

【は行】

は	発達障害	発達障害者支援法の定義によると、自閉症、アスペルガー症候群等の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害などこれに類する脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するもの。
	バリアフリー	障がい者が社会生活をしていくうえで障壁（バリア）となるものを取り除くことをいう。床の段差を解消したり、手すりを設置するなど物理的な障壁の除去を指すほか、すべての人の社会生活を困難にしている物理的、社会的、制度的、心理的なさまざまな障壁を除去するという意味で用いられる。
ひ	避難行動要支援者	平成25年6月の災害対策基本法の改正から使われるようになった言葉で、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する人を「要配慮者」といい、そのうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者をいう。
ふ	福祉的就労	一般就労が困難な障がい者のために福祉的な観点に配慮された環境での就労で、労働者としての権利や最低賃金は保障されず、施設の利用者という立場である。「一般就労」に対する用語として使用される。
	福祉避難所	寝たきりの高齢者、重度の障がいのある人などで、災害時における避難生活に特別の配慮が必要なために、一般避難所での避難生活が困難な方が避難生活を送るための避難所。
ほ	法定雇用率	障害者雇用促進法により、事業主が雇用する労働者に占める身体障がい者、知的障がい者又は精神障がい者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）の割合が一定率以上になるよう義務付けているもので、その率を法定雇用率という。

【ま行】

み	民生委員・児童委員	民生委員法により、厚生労働大臣が委嘱する者で、報酬を得ないで住民の生活状況の把握や援助を必要とする者が自立できるよう相談、助言、その他の援助を行い、また、福祉サービス等を必要とする者への情報提供および行政や社会福祉事業者等との連携等を行う。また、児童福祉法により民生委員は児童委員を兼務するとされ、児童に対する援助等も行う。
---	-----------	--

【や行】

や	やまがたサポートファイル	発達障害などの支援が必要な方の個性や必要な配慮などの情報を記録していくファイルをいう。
	山形障害者職業センター	障がい者に対する専門的な職業リハビリテーションサービス、事業主に対する障がい者の雇用管理に関する相談・援助、地域の関係機関に対する助言・援助を実施しています。
	山形職業能力開発専門学校	職業能力開発促進法に基づき、県が設置する職業能力開発施設であり、産業界のニーズに対応できる専門的な知識と技術を有する人材育成及び在職者、離転職者、障がい者などを対象とする職業能力開発の開発・向上に資する訓練コース等の企画・運営を行っている。
ゆ	ユニバーサルデザイン	ユニバーサルとは、普遍的や全体という意味で訳されることから、このデザインは「年齢、性別、能力、文化、人種、身体状況などの違いに関係なく、すべての人のためのデザイン」として使用される。身の回りにある小物類から、住宅や公共施設、街のづくりや交通機関など、社会生活を送るうえで利用するすべてのものが対象となり、公平性、自由度、単純性、わかりやすさ、安全性、省体力、スペースの確保という7つの原則で構成されている。

【ら行】

り	療育手帳	知的障がいがあると判定された人に対して交付されるもので、一貫した指導・相談を行うとともに、各種のサービスが受けやすくなる。地域によっては、「愛の手帳」「みどりの手帳」などの名称が使われ、障がい程度の区分も異なる。
---	------	--

令和6年度長井市障がい者福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条の規定に基づき、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的、かつ、計画的な推進を図るため、障がい者のための施策に関する基本的な計画である長井市障がい者福祉計画(以下「計画」という。)を策定するため、長井市障がい者福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を処理する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 計画に係る調査等に関すること。
- (3) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会の委員は、長井市地域自立支援協議会委員をもって充てる。

(任期)

第4条 委員の任期は、令和6年7月1日から令和7年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、それぞれ長井市地域自立支援協議会の会長及び副会長を充てる。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会は、会議に必要なに応じて委員以外の関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(関係課との協議、検討)

第7条 委員会は検討資料の収集及び原案の検討に際し、必要に応じ関係課と協議するものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、福祉あんしん課、子育て推進課及び健康スポーツ課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

■ 令和6年度長井市障がい者福祉計画策定委員会

	所 属	役職名	氏 名
1	救護施設泉荘	荘 長	深瀬 善信
2	サポートセンターおきたま	所 長	松村 智和
3	長井市身体障害者福祉協会	会 長	渡部 嘉子
4	長井市社会福祉協議会	常務理事	松木 満
5	置賜総合支庁地域保健福祉課	課 長	大澤 享
6	公立置賜長井病院	副看護師長	青木 久子
7	せせらぎの家	施設長	金田 文明
8	福祉支援センターすぎな	施設長	布施 敏道
9	フラワーほと	施設長	蒲生 庄太
10	しゃくなげ寮	代表理事	渡部 一郎
11	長井・飯豊手をつなぐ育成会	会 長	猪又三智子
12	県立米沢養護学校 西置賜校	進路指導主事	遠藤 咲子
13	POCCOながい	管理者	塩田 瑠美
14	長井市すみれ学園	園 長	色摩 幸子
15	長井公共職業安定所	統括職業指導官	古頭 健二
16	長井市コミュニティ協議会	会 長	青木與惣右エ門
17	有識者		阿部 沙織

■ 事務局

	所 属	役 職 名	氏 名
1	厚生参事兼福祉あんしん課長		梅津 義徳
2	子育て推進課	課 長	高橋 仁
3	子育て推進課	補 佐	尾久 宣行
4	健康スポーツ課	係 長	鈴木 寛生
5	教育委員会学校教育課	主 査	黒澤 美紀
6	福祉あんしん課	係 長	渡邊 彩奈
7	福祉あんしん課	主 任	板井 直美
8	福祉あんしん課	主 事	今野 晃
9	福祉あんしん課	主 事	紺野 郁未

第4期長井市障がい者福祉計画

令和7年3月 長井市福祉あんしん課

〒993-8601 山形県長井市栄町1-1

TEL 0238-82-8011/FAX 0238-87-3312

E-mail seikatsushien@city.nagai.yamagata.jp